

第9章 評価書作成に当たっての準備書記載事項 との相違の概要

第9章 評価書作成に当たっての準備書記載 事項との相違の概要

評価書を作成するに当たっては、準備書の内容を一部変更した。該当箇所及び相違の概要を表9-1に示す。

なお、表中の「該当箇所」欄の記載及び「相違の概要」欄に記載の行数字は、評価書におけるものである。

表9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(1/96)

該当箇所			相違の概要
第1章	1.1 事業者の名称及び代表者の氏名	P1-1	四国地方整備局代表者名を変更した。
第2章	2.2.7 対象事業に係るダムの供用に関する事項	P2-4	(2) 流水の正常な機能の維持 2～5 行目の「9,200,000m³の貯留量を利用して、流水の正常な機能を維持するための必要な流量（正常流量）を流下させ、山鳥坂ダム直下において、年間概ね 0.5m³/秒を確保する。」を「9,200,000m³の貯留量を利用して、山鳥坂ダム直下において、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）として、年間概ね 0.5m³/秒を確保する。」に変更した。 脚注*2の「漁業や動植物の保護、水質保全、景観など10の機能」を「漁業、動植物の保護、水質保全、塩害の防止、河口閉塞の防止、地下水位の維持、景観、舟運、河川管理施設の保護、水利流量の確保の10の機能」に記載を変更した。
	2.8 対象事業の工事計画の概要	P2-8	(5) 建設発生土の処理の工事 3～7 行目の「また、建設発生土処理場の位置及び規模の検討にあたっては重要な種（動物）の生息環境に配慮し規模等を決定するとともに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮して、建設発生土処理場の予定地の一部をとりやめている。」を「建設発生土処理場の位置及び規模の検討にあたっては重要な種（動物）の生息環境に配慮し規模等を決定した。また、工事計画の具体化に伴い、方法書作成時から建設発生土の発生量が減少したため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮して、丸山公園に隣接して計画していた建設発生土処理場の予定地をとりやめている。」に変更した。
第3章	3.1 地域の自然的状況	P3-1	12 行目の「並びにその周辺」に「並びにその周辺（大谷川及び船戸川の流域の一部）」を追加した。 18 行目の「植物の現地調査期間については平成18年8月までとし、」を「植物の現地調査期間については平成19年8月までとし、」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (2/96)

該当箇所			相違の概要
3.1.1	3.1.1.1 気象	P3-5	表 3.1.1-1 気象の状況の No.4 の測定期間について、降水量を「平成元年～4 年、平成 6 年～17 年」、気温を「平成元年～2 年、平成 4 年、平成 10 年～17 年」、風向、風速を「平成 10 年～11 年、平成 14 年～17 年」に修正した。
		P3-8	図 3.1.1-1(2) 気象観測地点（詳細）について、凡例に「総合気象観測所」を追加した。
3.1.2	3.1.2.1 水象	P3-22	欄外の注釈を削除した。
		P3-24～25	欄外の注釈を削除した。
		P3-28～29	欄外の注釈を削除した。
		P3-29	表 3.1.2-6 水質調査結果(健康項目)(1)について、注釈に「3. 各水質項目の分析値の定量下限値は、参考資料に示す。」を追加した。
		P3-30	欄外の注釈を削除した。
		P3-30	表 3.1.2-6 水質調査結果(健康項目)(2)について、注釈に「3. 各水質項目の分析値の定量下限値は、参考資料に示す。」を追加した。
		P3-31～34	欄外の注釈を削除した。
		P3-34	表 3.1.2-10(2) 水質の経年変化(BOD75%値)について、本川合流前の平成 15 年の「0.3 未満」を「0.5 未満」、また、平成 16 年の「0.4 未満」を「0.5 未満」に変更した。
		P3-35	欄外の注釈を削除した。
		P3-35	図 3.1.2-4 肱川及び河辺川の水質変化(BOD 年平均值)について、注釈に「注) 河辺橋地点の平成 9 年、15 年度及び本川合流前地点の平成 15 年、16 年度の BOD 水質は、経年変化を表すため便宜上 0.5mg/L で示したが、測定値は 0.5mg/L 未満である。」を追加した。
		P3-35	図 3.1.2-5 肱川及び河辺川の水質変化(BOD75%値)について、注釈に「注) 河辺橋地点の平成 10 年、14 年及び 15 年度、本川合流前地点の平成 15 年、16 年度の BOD 水質は、経年変化を表すため便宜上 0.5mg/L で示したが、測定値は 0.5mg/L 未満である。」を追加した。
3.1.4	3.1.4.1 地形	P3-36	欄外の注釈を削除した。
		P3-41	1～3 行目を削除し、P3-44 に移動した。
		P3-42	図 3.1.4-1 地形の状況について、凡例を記号との併用に変更した。
		P3-43	図 3.1.4-2 重要な地形について、「小屋の羅漢穴」の位置を修正した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (3/96)

該当箇所			相違の概要
3.1.4	3.1.4.2 地質	P3-45	3～7 行目に「「南予総合開発地域 土地分類基本調査 大洲 5 万分の 1 国土調査（愛媛県 昭和 47 年）」、「南予総合開発地域 土地分類基本調査 卯之町 5 万分の 1 国土調査（愛媛県 昭和 47 年）」、「南予総合開発地域 土地分類基本調査 久万 5 万分の 1 国土調査（愛媛県 昭和 48 年）」及び「南予総合開発地域 西南開発地域 土地分類基本調査 梶原 5 万分の 1 国土調査（愛媛県・高知県 昭和 53 年）」によると、」を追加した。 11～13 行目に「「昭和 59 年度河辺川地質調査業務報告書（建設省四国地方建設局大洲工事事務所 昭和 60 年 2 月）」によると、対象事業実施区域及びその周辺の区域における地質は、古生代二畳紀の岩石で形成され、図 3.1.4-4(2)に示すとおり」を追加した。 14 行目に「石灰岩」を追加した。 15 行目に「主として砂岩で形成されている。」を追加した。 17～19 行目に「また、「河辺川ダム環境影響等調査報告書」（昭和 63 年 2 月 河辺川ダム環境影響等調査委員会）によると、対象事業実施区域及びその周辺の区域の地質から、中世代（三畳紀及びジュラ紀）を示す放散虫化石の発見が報告されている。」を追加した。
3.1.5	3.1.5.1 動物	P3-51	9～10 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（哺乳類）（環境省 平成 14 年 3 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。 表 3.1.5-1 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている哺乳類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に従いカテゴリーを変更した。 環境省レッドリストの計「6 種」を「4 種」に変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の 4. の*1 の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (4/96)

該当箇所			相違の概要
3.1.5	3.1.5.1 動物	P3-52	表 3.1.5-1 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている哺乳類の重要な種の注釈の「4. の*2、*3、*4」を削除し、「*5」を「*2」に修正し、「4. の*6」を削除した。「*7～*9」を「*3～*5」に変更し、「*3」の「ヤマコウモリは絶滅危惧Ⅱ類、オヒキコウモリは情報不足と記載されている。」を「ヤマコウモリは準絶滅危惧種、オヒキコウモリは絶滅危惧ⅠB 類と記載されている。」に修正した。「*5：現地調査で確認され「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」他地域から導入された種と考えられるため、調査対象種から除いた。」を「*5：チョウセンイタチは、現地調査で確認され「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に記載されているが、本来の分布域ではなく、他地域から導入された種と考えられるため、調査対象種から除いた。」と変更した。
		P3-55	1 行目の「45 種」を「46 種」に変更した。8～9 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（鳥類）（環境省 平成 14 年 7 月）」を「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて（環境省 平成 18 年 12 月）」に変更した。
		P3-56～57	表 3.1.5-2 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている鳥類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて（環境省 平成 18 年 12 月）」に従いカテゴリーを変更した。
		P3-56	表 3.1.5-2 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている鳥類の重要な種 (1/2) について、「カリガネ」を追加した。
		P3-57	表 3.1.5-2 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている鳥類の重要な種 (2/2) についての表内の計の行「50 種」を「51 種」に、文献及び聴取の計「45 種」を「46 種」に、環境省レッドリストの計「17 種」を「22 種」に変更した。注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。
		P3-58	表 3.1.5-2 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている鳥類の重要な種の注釈の「4. の*1」を削除し、「4. の*2、*3」を「4. の*1、*2」とした。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (5/96)

該当箇所		相違の概要	
3.1.5	3.1.5.1 動物	P3-60	(3)爬虫類の 26～27 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック（爬虫類・両生類）（環境庁 平成 12 年 2 月）」を「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて（環境省 平成 18 年 12 月）」に変更した。
		P3-61	表 3.1.5-3 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている爬虫類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 イシガメの環境省レッドリストのカテゴリーを変更した。 環境省レッドリストの計「1 種」を「2 種」に変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「4. の*1 方法書以降に確認された種等の新たな情報等について追加した。」を「4. の*1 環境省レッドリストにおいて、ニッポンイシガメと記載されているが、河川水辺の国勢調査のための生物リストの表記に従いイシガメと記載した。」に変更した。
		P3-62	(4)両生類の 27～28 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック（爬虫類・両生類）（環境庁 平成 12 年 2 月）」を「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて（環境省 平成 18 年 12 月）」に変更した。
		P3-63	表 3.1.5-4 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている両生類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて（環境省 平成 18 年 12 月）」に従いカテゴリーを変更した。 環境省レッドリストの計「-」を「3 種」に変更した。 注釈の「4. の*1 文献調査等で確認されていた重要な種等についての情報が不足していたため、追加した。」を「4. 環境省レッドリストにおいて、アカハライモリと記載されているが、河川水辺の国勢調査のための生物リストの表記に従いイモリと記載した。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (6/96)

該当箇所			相違の概要
3.1.5	3.1.5.1 動物	P3-64	(5)魚類の 25 行目の「13 種」を「15 種」に、「10 種」を「12 種」に変更した。 32～33 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（汽水・淡水魚類）（環境省 平成 15 年 5 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。
		P3-65	表 3.1.5-5 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている魚類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に従いカテゴリーを変更した。 種名に「ウナギ科ウナギ」、「サケ科アマゴ」を追加した。 表内の計の行「5 科 13 種」を「7 科 15 種」に、文献及び調査の計「13 種」を「15 種」に、現地調査の計「10 種」を「12 種」に、環境省レッドリストの計「4 種」を「7 種」に変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「3.C」に「準絶：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種）、不足：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）」を追加した。
		P3-66	表 3.1.5-5 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている魚類の重要な種の注釈の「4.の*3 方法書以降に確認された種等の新たな情報等について追加した。」を削除し「*4、*5」を「*3、*4」に変更した。 「5. ゲンゴロウブナ、ニゴロブナ、ナガブナ、キンブナ、シロヒレタビラ、イチモンジタナゴ、ワタカ、ハス、カワヒガイ、ホンモロコ、スゴモロコ、ニッコウイワナは、現地調査で確認され、環境省レッドリストに記載されているが、本来の分布域ではなく、他地域から導入された種と考えられるため、調査対象種から除いた。」を追加した。
		P3-67	(6)昆虫類の 29 行目の「13 種」を「15 種」に変更した。
		P3-68	7～8 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（昆虫類）（環境省 平成 18 年 8 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (7/96)

該当箇所		相違の概要	
3.1.5	3.1.5.1 動物	P3-68	表 3.1.5-6 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている昆虫類の重要な種(1/2)について、「オオオカメコオロギ*」の行を削除した。 「ミズムシ科、ミゾナシミズムシ」、オサムシ科に「スナハラゴミムシ」を追加した。
		P3-68～69	表 3.1.5-6 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている昆虫類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に従いカテゴリーを変更した。
		P3-69	表 3.1.5-6 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている昆虫類の重要な種(2/2)について、「マルハナノミ科、ホソキマルハナノミ」を追加した。 表内の計の行「19 科 33 種」を「21 科 35 種」に、現地調査の計「13 種」を「15 種」に、環境省レッドリストの計「9 種」を「13 種」に変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈に、「4.*1 平成 11 年度の現地調査で確認されていた重要な種についての情報が不足していたため追加した。」を「4.*1 自然的状況の調査範囲で確認されているが、対象事業実施区域及びその周辺の区域においては確認されていない。」に「*2 方法書以降に確認された種等の新たな情報等について追加した。」を「*2 自然的状況の調査範囲での合計種数であり、対象事業実施区域及びその周辺の区域における合計種数は 14 種である。」に変更した。
		P3-73	(7)底生動物の 22 行目の「7 種」を「9 種」に変更した。 29～31 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（陸・淡水産貝類）（環境省 平成 17 年 7 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (8/96)

該当箇所			相違の概要
3.1.5	3.1.5.1 動物	P3-74	表 3.1.5-9 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている底生動物の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「ヒラマキガイ科、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ」を追加した。 各種の環境省レッドリストのカテゴリーを変更した。 表内の計の行「7 科 8 種」を「8 科 10 種」に、現地調査の計「7 種」を「9 種」に、環境省レッドリストの計「3 種」を「5 種」に変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「3.C」に「不足：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）」を追加した。 注釈の「4.*1 方法書以降に確認された種等の新たな情報等について追加した。」を「4.*1 自然的状況の調査範囲で確認されているが、対象事業実施区域及びその周辺の区域においては確認されていない。」に修正し、「*2：自然的状況の調査範囲での合計種数であり、対象事業実施区域及びその周辺の区域における合計種数は 8 種である。」と追加した
		P3-75	1)クモ類の 15～16 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（クモ形類・甲殻類等）（環境省平成 18 年 1 月）」を「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて（環境省 平成 18 年 12 月）」に変更した。
		P3-76	表 3.1.5-10 文献及び聴取並びに現地調査で確認されているクモ類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「4.*1」を削除した。
		P3-77	2)陸産貝類の 17 行目の「10 種」を「15 種」に、「1 種」を「3 種」に修正した。 24～25 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（陸・淡水産貝類）（環境省 平成 17 年 7 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (9/96)

該当箇所			相違の概要
3.1.5	3.1.5.1 動物	P3-78	表 3.1.5-11 文献及び聴取並びに現地調査で確認されている陸産貝類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に従いカテゴリーを変更した。 科名、種名に「モリヤギセル、ベッコウマイマイ科、ヒラベッコウガイ、キヌツヤベッコウ、オオウエキビ、イヤヤマキビ、オナジマイマイ科、シコクケマイマイ」を追加した。
		P3-78	表内の計の行「5 科 10 種」を「7 科 16 種」に、文献及び聴取の計「10 種」を「15 種」に、現地調査の計「1 種」を「3 種」に変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「3.C」に「不足：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）」を追加した。 注釈の「4.*1」を削除した。
		P3-86	2)植物相の 18 行目の「65 種」を「66 種」に修正した。 25～26 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－（植物Ⅰ（維管束植物））（環境庁 平成 12 年 7 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。
		P3-87～90	表 3.1.5-14 文献及び現地調査で確認された種子植物・シダ植物の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に従いカテゴリーを変更した。
		P3-90	表 3.1.5-14 文献及び現地調査で確認された種子植物・シダ植物の重要な種(4/4)について、「ラン科」に「ムヨウラン」及び「ウスギムヨウラン」を追加した。 表内の環境省レッドリストの計「57 種」を「63 種」に、現地調査の「65 種」を「66 種」に、愛媛県レッドデータブックの計「163 種」を「164 種」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (10/96)

該当箇所			相違の概要
3.1.5	3.1.5.1 動物	P3-91	表 3.1.5-14 文献及び現地調査で確認された種子植物・シダ植物の重要な種の注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「4.*1」を削除し、「4.*3～*5」を「4.*2～*4」に変更した。「4.*6～*8」を削除し、「4.*9」を「4.*6」に変更した。
		P3-92	(2)付着藻類の 14～15 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（植物Ⅱ（維管束植物以外））（環境庁 平成 12 年 12 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。 表 3.1.5-15 文献及び現地調査で確認された重要な付着藻類について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」にしたがってカテゴリーを変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。
	3.1.5.2 植物	P3-93	1) 蘚苔類の 18～19 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（植物Ⅱ（維管束植物以外））（環境庁 平成 12 年 12 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。
		P3-94	表 3.1.5-16 文献調査で確認された蘚苔類の重要な種について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に従いカテゴリーを変更した。 表内の環境省レッドリストの計「6 種」を「5 種」に変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「3.C」に「Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）」を追加した。 注釈の「4.*1」を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(11/96)

該当箇所			相違の概要
3.1.5	3.1.5.2 植物	P3-95	2)藻類の 13～14 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（植物Ⅱ（維管束植物以外））（環境庁 平成 12 年 12 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。 表 3.1.5-17 現地調査で確認された重要な藻類について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「シャジクモ」の環境省レッドリストの 카테고리を変更した。 注釈の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「2.C」に「Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）」を追加した。 注釈の「*1：Nitella 属については、国内では、56 種の分布が知られており、環境省レッドデータブックにおいて 7 種が指定されているが、いずれも絶滅危惧Ⅰ類のため、絶滅危惧Ⅰ類として扱った。」を「*1：Nitella 属については、四国では 25 種の分布が知られており、環境省レッドリストにおいて 21 種が指定されているが、いずれも絶滅危惧Ⅰ類のため、絶滅危惧Ⅰ類として扱った。」に変更した。
		P3-96	3)高等菌類の 24～25 行目の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー（植物Ⅱ（維管束植物以外））（環境庁 平成 12 年 12 月）」を「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に変更した。
		P3-97	表 3.1.5-18 文献調査で確認された重要な高等菌類について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に従いカテゴリーを変更した。 注釈の「e. 環境省レッドデータブックⅠ類：絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）、Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危機が増大している種）」を削除した。 注釈の「3.C」および「4.*1」を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(12/96)

該当箇所			相違の概要
3. 2	3. 2 地域の社会的状況	P3-114	23 行目「環境の保全を目的とした法令等については、最新のものをを用いた。」を「環境の保全を目的とした法令等については、準備書作成時点の平成 18 年 12 月までのものをを用いた。」に変更した。
	3. 2. 6 下水道の整備の状況	P3-149	表 3. 2. 6-4 し尿処理施設におけるし尿及び浄化槽の汚泥収集状況について関係市町村に「西予市」を追加した。
	3. 2. 7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	P3-153	表 3. 2. 7-1 環境関係法令等による規制等の状況一覧について、地すべり等防止法の「対象事業実施区域及びその周辺の区域は地すべり防止区域に指定されていない」との記載を「1 カ所が地すべり防止区域に指定されている。」に修正した。
		P3-196	表 3. 2. 7-31 自然環境保全地域の指定状況について、土地の区分「西予市野村町、内子町」を「西予市野村町、喜多郡内子町」に変更した。
		P3-203	(21) その他の法律による区域等の指定状況 9 行目に「また、対象事業実施区域周辺における土砂災害危険箇所の状況を図 3. 2. 7-11 に示す。」を追加した。
		P3-213	図 3. 2. 7-8 温泉地の指定状況について図名を「温泉地（源泉位置）の状況」に変更した。 凡例の「温泉地」を「源泉位置」に変更した。 No. 4 野村鉱泉、No. 7 頭王温泉、No. 10 カロト温泉、No. 11 白髭温泉の位置を修正した。 また、位置が不明としていた No. 8 頭王鉱泉の位置を図示した。
第 4 章 4. 1	4. 1 方法書についての愛媛県知事の意見と事業者の見解	P3-216	「図 3. 2. 7-11 対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害危険箇所の状況」を追加した。
		P4-21	表 4. 2-1 方法書についての意見の概要と事業者の見解（14/16）について、No. 65 の事業者の見解の 9 行目の「環境基準」を「水質汚濁防止法」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(13/96)

該当箇所		相違の概要	
第 5 章 5.2.2	5.2.1.2 水環境	P5-16～27	欄外の注釈を削除した。
	5.2.2.1 動物	P5-34	(5.2.2.1 動物)の表の注釈の「*1：方法書以降に実施した調査の基本的な手法等について追加した。」を「*1：改変の程度とは、影響が及ぶ可能性がある最大の区域を予測地域とし、その予測地域内に存在する重要な種の生息場所のうち、改変される生息場所の割合(参考値)として算出した。」に修正した。 「*2 *3 *4 *5」を削除した。
		P5-36	(5.2.2.1 動物)の表内の項目「調査すべき情報」の列「2)鳥類(50 種)」を「51 種」に修正した。 「調査すべき情報」の列「2)鳥類」のセル内 10 行目のクロサギの後に「カリガネ、」を追加した。 表の注釈の「*1 *2 *3」を削除した。
		P5-38	(5.2.2.1 動物)の表内の調査すべき情報に「5)魚類(13 種)」を「15 種」に修正し、「ウナギ、」及び「アマゴ、」を追加した。 調査すべき情報に「6)昆虫類(33 種)」を「35 種」に修正し、「ミゾナシミズムシ」、「スナハラゴミムシ」及び「ホソキマルハナノミ」を追加した。 表の注釈の「*1 *2 *3 *4 *5」を削除した。
		P5-40	(5.2.2.1 動物)の表内の「調査すべき情報」について、「7)底生動物(8 種)」を「10 種」に修正し、「ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、」を追加した。 また、9)その他の動物[陸産貝類]の「1 種」を「3 種」に修正し、「イヤヤマキビ、シコクケマイマイ」を追加した。 表の注釈の「*1 *2 *3 *4 *5」を削除した。
		P5-41	(5.2.2.1 動物)の表の注釈の「*1 *2 」を削除した。
	5.2.2.2 植物	P5-46	(5.2.2.2 植物)の表の注釈の「*1 *2 *3 *4 *5」を削除した。
		P5-48	(5.2.2.2 植物)の表内の調査すべき情報について、「1)種子植物・シダ植物」に「ムヨウラン、ウスギムヨウラン」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(14/96)

該当箇所			相違の概要
5.2.2	5.2.2.2 植物	P5-48	(5.2.2.2 植物)の表の注釈の「*1 *2 *3 *4 *5」を削除した。
		P5-50	(5.2.2.2 植物)の表の注釈の「*1 *2 *3 *4」を削除した。
		P5-52	(5.2.2.2 植物)の表の注釈の「*1」を削除した。
	5.2.2.3 生態系	P5-56	(5.2.2.3 生態系)の表の注釈の「*1 *2 *3 *4」を削除した。
		P5-58	(5.2.2.3 生態系)の表の注釈の「*1 *2 」を削除した。
		P5-60	(5.2.2.3 生態系)の表の注釈の「*1」を削除した。
5.2.4	5.2.4.1 廃棄物等	P5-73	2 行目の「調査、予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。」を「予測及び評価の手法を次ページ以降に示す。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(15/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.1	6.1.1.3 予測の結果	P6.1.1-30	1) 予測の手法 9 行目の「降下ばいじんの評価の参考値」を「生活環境を保持することが必要な地域の指標」に変更した。 10 行目の「浮遊粉じんの評価の参考値」を「不快、不健康感を訴えるものが増加する値」に変更した。 12～13 行目の「降下ばいじんを指標に予測及び評価を行うものとする。」を「降下ばいじんについて予測を行うものとする。」に変更した。 「表 6.1.1-3 粉じん等の評価の参考値」について、表題を「粉じん等の指標」に、表中の「環境影響の評価の参考値」を「粉じん等の指標」に変更した。
		P6.1.1-73	2) 予測結果 工事に係る降下ばいじんの寄与量の参考値及びこの参考値と予測結果を用いた評価の記述を削除し、各予測地点における予測結果のみを記載した。
		P6.1.1-74～82	表 6.1.1-11(1)～(10)について、参考値の欄を削除した。
	6.1.1.4 環境保全措置の検討	P6.1.1-83	(1)環境保全措置の検討項目全文の「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響が小さいと判断される場合以外に行う。表 6.1.1-12 に示すように、予測の結果から、工事の実施に伴う降下ばいじんの影響は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目はない。」を「大気質（粉じん等）について、工事の実施に伴う降下ばいじんの影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.1-12 に示すとおり、検討した。」に変更した。 「(2)工事の実施における環境保全措置の検討 1)環境保全措置の検討」を追加した。
		P6.1.1-84	「2)検討結果の検証」及び「3)検討結果の整理」を追加した。
	6.1.1.5 事後調査	P6.1.1-85	「6.1.1.5 事後調査」を追加し、「6.1.1.5 環境影響を低減するために実施する対応」を削除した。
	6.1.1.6 評価の結果	P6.1.1-86	(1)評価の手法 「2) 基準又は目標との整合の視点」を追加した。 (2)評価の結果 「1) 回避又は低減に係る評価」及び「2) 基準又は目標との整合性に係る評価」を追加した。
		P6.1.1-87	「表 6.1.1-15 基準又は目標との整合性の検討結果」を追加した。
	6.1.2.2 調査結果の概要	P6.1.2-4	④調査期間等 a) 騒音の状況 5～7 行目に、「なお、調査日については、降雨などが無く調査地点の周辺において工事やイベント（祭り等）など、騒音や交通量の状況に影響を及ぼすことない、平均的と考えられる日に実施した。」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(16/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.2	6.1.2.3 予測の結果	P6.1.2-54	2) 予測結果特定建設作業に係る騒音の規制基準値及びこの規制基準値と予測結果を用いた評価の記述を削除し、各予測地点における予測結果のみを記載した。
		P6.1.2-55～65	表 6.1.2-9(1)～(10)について、規制基準値を削除した。
		P6.1.2-73	2) 予測結果自動車騒音の要請限度及びこの要請限度値と予測結果を用いた評価の記述を削除し、各予測地点における予測結果のみを記載した。 表 6.1.2-13 について、自動車騒音の要請限度を削除した。
	6.1.2.4 環境保全措置の検討	P6.1.2-74	(1) 環境保全措置の検討項目全文の 「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響が小さいと判断される場合以外に行う。表 6.1.2-14 に示すように、予測の結果から工事の実施に伴う騒音の影響は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目はない。」を「工事の実施に伴う騒音の影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.2-14 に示すとおり、検討した。」に変更した。 「(2) 工事の実施における環境保全措置の検討 1) 環境保全措置の検討」及び「2) 検討結果の検証」を追加した。
		P6.1.2-75	「(3) 検討結果の整理」を追加した。
	6.1.2.5 事後調査	P6.1.2-75	「6.1.2.5 事後調査」を追加し、「6.1.2.5 環境影響を低減するために実施する対応」を削除した。
	6.1.2.6 評価の結果	P6.1.2-76	(1) 評価の手法 2) 基準又は目標との整合性の視点 9～11 行目に、「なお、評価の地点については、騒音規制法第 1 条にある「生活環境を保全する」目的を鑑み、生活の実態のある集落内の予測地点（集落から 500m の範囲内にある影響要因に最も近い家屋等）の敷地境界とした。」を追加した。 (2) 評価の結果 「1) 基準又は低減に係る評価」及び「2) 基準又は目標との整合性に係る評価」を追加した。
6.1.3	6.1.3.2 調査結果の概要	P6.1.2-78	「表 6.1.2-17 基準又は目標との整合性の検討結果（建設機械の稼働に係る騒音）」、「表 6.1.2-18 基準又は目標との整合性の検討結果（工事用車両の運行に係る騒音）」を追加した。
		P6.1.3-3	a) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況の 4 行目に「なお、調査日については、降雨などが無く調査地点の周辺において工事やイベント（祭り等）など、騒音や交通量の状況に影響を及ぼすことない、平均的と考えられる日に実施した。」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(17/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.3	6.1.3.3 予測の結果	P6.1.3-6	2)調査結果 道路沿道の振動の調査結果について、道路交通振動の要請限度との比較を追加した。
		P6.1.3-7	表 6.1.3-2 に、道路交通振動の要請限度との比較を追加した。
		P6.1.3-46	2)予測結果 特定建設作業に係る振動の規制基準値及びこの規制基準値と予測結果を用いた評価の記述を削除し、各予測地点における予測結果のみを記載した。
		P6.1.3-46～53	表 6.1.3-8(1)～(10)について、規制基準値を削除した。
		P6.1.3-60	2)予測結果 道路交通振動の要請限度及びこの要請限度値と予測結果を用いた評価の記述を削除し、各予測地点における予測結果のみを記載した。 表 6.1.3-11 について、道路交通振動の要請限度を削除した
	6.1.3.4 環境保全措置の検討	P6.1.3-61	(1)環境保全措置の検討項目全文の「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響が小さいと判断される場合以外に行う。表 6.1.3-12 に示すように、予測の結果から、工事の実施に伴う振動の影響は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目はない。」を「工事の実施に伴う振動の影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.3-12 に示すとおり、検討した。」に変更した。 「(2)工事の実施における環境保全措置の検討 1)環境保全措置の検討」を追加した。
		P6.1.3-62	「2)検討結果の検証」及び「3)検討結果の整理」を追加した。
	6.1.3.5 事後調査	P6.1.3-62	「6.1.3.5 事後調査」を追加し、「6.1.3.5 環境影響を低減するために実施する対応」を削除した。
	6.1.3.6 評価の結果	P6.1.3-63	2) 基準又は目標との整合に係る評価 8～10 行目に、「なお、評価の地点については、振動規制法第 1 条にある「生活環境を保全する」目的を鑑み、生活の実態のある集落内の予測地点（集落から 500m の範囲内にある影響要因に最も近い家屋等）の敷地境界とした。」を追加した。 (2) 評価の結果 「1) 回避又は低減に係る評価」及び「2) 基準 又は目標との整合性に係る評価」を追加した。
		P6.1.3-64	「表 6.1.3-15 基準又は目標との整合性の検討結果（建設機械の稼働に係る振動）」、「表 6.1.3-16 基準又は目標との整合性の検討結果（工事用車両の運行に係る振動）」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (18/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.4	6.1.4.2 調査結果の概要	P6.1.4-9	表 6.1.4-4 水質の現地調査の実施状況について、欄外の資料に文献引用として「 ⁸⁾ 」を追加した。
		P6.1.4-14	表 6.1.4-9 河辺川及び肱川の月平均流量について、欄外の資料に文献引用として「 ⁹⁾ 」を追加した。
		P6.1.4-48	③ 気象の 3 行目に「なお、河辺川流域の気象観測所を図 6.1.4-7 に示す。」を追加した。
		P6.1.4-53	「図 6.1.4-7 気象に係る調査地点（詳細図）」を追加した。
		P6.1.4-55	1 行目の「表層土の粒度分布は異なるが、降雨時の裸地から流出する濁水が、土砂により濁りとなることからその状況を把握するため実験施設（人工降雨）で濁水の発生状況の調査を実施した。」を追加した。 3 行目の「原石山地質で採取した試料を濁水の粒度試験結果を図 6.1.4-9(1)に沈降試験結果を図 6.1.4-9(2)に示す。」を「原石山地質及びダムサイト表層地質は山鳥坂流域の近傍の同地質と同様の表土が露出した地点（山鳥坂ダム工事事務所近郊）で採取した試料を用いて実験を実施した。濁水の粒度試験結果及び沈降試験結果を図 6.1.4-9(1)に、また、原石山地質の沈降試験結果を図 6.1.4-9(2)に示す。濁水の粒度分布については、ダムサイト表層地質の濁水の粒度が原石山地質よりやや細かい程度であり、同様な特性を持っている。」に変更した。 8 行目の「濁水の粒度分布調査結果から、50%通過百分率に相当する粒径」を「濁水の粒度分布調査結果から、原石山地質の 50%通過百分率に相当する粒径」に変更した。 「図 6.1.4-9(1) 原石山地質及びダムサイト表層地質の濁水の粒度分布（レーザー法による）」を変更した。
	6.1.4.3 予測の手法	P6.1.4-89	i) 下流河川の SS の予測の 11 行目及び 12 行目の 「 $Q_G=Q_B+Q_C+Q_D+Q_E+Q_F$ 」, 「 $L_G=L_B+L_C+L_D+L_E+L_F$ 」 を「 $Q_G=Q_C+Q_D+Q_E+Q_F$ 」, 「 $L_G=L_C+L_D+L_E+L_F$ 」に変更した。
		P6.1.4-92	「図 6.1.4-30 山鳥坂ダムの下流河川水質予測計算フロー」の道野尾橋地点 G に記載した 「 $Q_G=Q_B+Q_C+Q_D+Q_E+Q_F$ 」, 「 $L_G=L_B+L_C+L_D+L_E+L_F$ 」 を「 $Q_G=Q_C+Q_D+Q_E+Q_F$ 」, 「 $L_G=L_C+L_D+L_E+L_F$ 」に変更した。
		P6.1.4-124	ii) 工事区域の裸地から発生する濁水の 5 行目の「となるダムサイト地点を「多くを占める原石山地質」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(19/96)

該当箇所		相違の概要
6.1.4	6.1.4.4 予測の結果	P6.1.4-128 1) 土砂による水の濁りの 10 行目の「河辺川は類型指定がされていないが、参考として肱川の環境基準値(河川 A 類型: 25 mg/L 以下)を超過する日数について、現況及びダム建設中で比較した結果は表 6.1.4-47 に示すとおりである。超過する日数の年平均は 9 日/年から 15 日/年に増加する。」を削除した。 18 行目の「従って、河辺橋地点では、10 カ年平均値及び SS10~25 mg/L の出現日数が増加することから、変化の程度が大きいと予測される。また、道野尾橋地点では、10 カ年平均値、SS の環境基準の超過日数及び SS10~25 mg/L の出現日数を見ても SS の変化は小さいと予測される。」を削除した。
		P6.1.4-129 「表 6.1.4-46 ダム下流河川の現況とダム建設中の SS の予測結果」の道野尾橋地点の表を変更した。 「図 6.1.4-54 工事の実施に係る土砂による水の濁りの変化」の図を変更した。
		P6.1.4-134 ~137 「図 6.1.4-56 SS の予測結果(道野尾橋地点) (1) ~ (4)」を変更した。
		P6.1.4-139 「表 6.1.4-48(2) 道野尾橋地点における現況とダム建設中の SS 頻度分布」及び「図 6.1.4-57(2) 道野尾橋地点における現況とダム建設中の SS 頻度分布」を変更した。 a) 山鳥坂ダム貯水池地点の 7 行目の「ダム建設前の SS より」を追加した。 12 行目の「これは、貯水池に流入した SS による濁りが、時間を追って沈降、拡散していくこと、また、貯留量が大きいことによる希釈の効果等が現れていることによると考えられる。また、出水時の SS の最大値は、ダム建設後に小さくなる。」を削除した。 15 行目の「従って、山鳥坂ダム貯水池地点では、参考とした SS の環境基準値(河川 A 類型: 25mg/L 以下)を超過する日数については減少するが、放流水の SS の 10 カ年平均値は増加し、SS10mg/L の超過の日数も増加するため、変化の程度が大きいと予測される。」を削除した。
		P6.1.4-140 a) 山鳥坂ダム貯水池地点の 15 行目に「これは、貯水池に流入した SS による濁りが、時間を追って沈降、拡散していく一方で、貯水池内に SS が滞留することによるものと考えられる。」を追加した。
		P6.1.4-144 b) ダム下流河川の 23 行目の「従って、河辺橋地点では、SS の 10 カ年平均値及び SS10 mg/L を超過する日数の増加がみられ変化の程度は大きいと予測される。また、山鳥坂ダム建設による道野尾橋地点での SS の変化は、小さいと予測される。」を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (20/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.4	6.1.4.4 予測の結果	P6.1.4-152	a) 山鳥坂ダム貯水池地点の 11 行目の「これは、出水時にダム貯水池下層の低温の水が放流されることによるものである。」を「これは、出水時に下層の水温の低い水が貯水池内で混合し、流入水より水温の低い水が放流されることによるものである。」に変更した。 12 行目の「従って、ダム建設後の水温は、ダム建設前の水温と比べ 8 月から 12 月にかけて上昇し、また、出水時に一時的に水温が低下する年があることから、変化の程度が大きいと予測される。」を削除した。
		P6.1.4-155	b) ダム下流河川の 9 行目の「これは、山鳥坂ダムからダム貯水池下層の低温の水が放流されるためと考えられる。」を「これは、山鳥坂ダムの貯水池での混合により低温の水が放流されるためと考えられる。」に変更した。 14 行目の「従って、河辺橋地点のダム建設後の水温がダム建設前と比べ 8 月から 12 月にかけて水温が上昇し、また、出水時に一時的に水温が低下する年があることから水温の変化の程度は大きいと予測される。また、道野尾橋地点では、山鳥坂ダム建設による水温の変化は小さいと予測される。」を削除した。
		P6.1.4-161	a) 山鳥坂ダム貯水池地点の 5 行目の「0.1 mg/L」を「0.01 mg/L」に変更した。 13 行目の「山鳥坂ダム貯水池地点の富栄養化の評価は、表 6.1.4-58 に示す OECD (Organization for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) 15) の富栄養化の基準を用いて行った。OECD の富栄養化の基準は、世界の湖沼等の富栄養化について水質等の調査を実施し、その結果から、水質等の特性を統計的に解析し得た基準である。OECD の基準から山鳥坂ダム建設後のクロロフィル a の 10 年平均値及びピーク値は中栄養、T-P の平均値は中栄養となり、山鳥坂ダム貯水池地点は、概ね中栄養の段階であると考えられる。また、ボーレンワイダーモデルによる貯水池の栄養化度を図 6.1.4-67 に示す。図より山鳥坂ダムにおける富栄養化問題の発生の可能性は高くないと考えられる。従って、ダム建設後の T-N、T-P 及び COD の変化は小さいと予測される。また、クロロフィル a 及び T-P の値は、OECD の富栄養化の基準より中栄養に区分されることから富栄養化する可能性は、低いと予測される。」を削除した。
		P6.1.4-163	「表 6.1.4-58 OECD の富栄養化基準」を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (21/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.4	6.1.4.4 予測の結果	P6.1.4-172	「図 6.1.4-67 ボーレンワイダーモデルと栄養化度」を削除した。 b) ダム下流河川の 7 行目の「参考とした肱川の環境基準値(河川 A 類型: 2mg/L 以下)を下回る。」を削除した。 14 行目の「従って、河辺橋地点では、10 カ年平均値でダム建設前と比べて BOD は増加するが、参考とした肱川の環境基準値(河川 A 類型: 2mg/L 以下)を下回っており、また、道野尾橋地点においてもダム建設前と比べて BOD の変化は小さいと予測される。」を削除した。
		P6.1.4-174 ~176	「図 6.1.4-68 BOD の予測結果(河辺橋地点)」の凡例を変更した。
		P6.1.4-178	4) 溶存酸素量の 9 行目の「が、図 6.1.4-70 に示すとおり、概ね参考とした肱川の環境基準値を上回っている。従って、ダム建設後の DO は、10 カ年平均値で減少するが、概ね参考とした肱川の環境基準値を上回り、変化は小さいと予測される。」を削除した。
	6.1.4.5 環境保全措置の検討	P6.1.4-182	(1) 環境保全措置の検討項目の 1 行目の「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響がない又は小さいと判断される場合以外に行う。」を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (22/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.4	6.1.4.5 環境保全措置の検討	P6.1.4-182	(1) 環境保全措置の検討項目の1行目の「予測結果から、工事の実施における土砂による水の濁り、土地又は工作物の存在及び供用における土砂による水の濁り及び水温については、環境保全措置の検討を行う項目とする。土地又は工作物の存在及び供用における富栄養化及び溶存酸素量については、影響は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目としない。」を「予測対象とした水環境の項目は、工事の実施においては、土砂による水の濁り及び水素イオン濃度である。土地又は工作物の存在及び供用においては、土砂による水の濁り、水温、富栄養化及び溶存酸素量である。予測結果より、環境影響の程度を考慮し、工事の実施における土砂による水の濁りを、土地又は工作物の存在及び供用における土砂による水の濁り及び水温のそれぞれを、事業者の実施可能な範囲内でできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討対象項目とした。なお、土地又は工作物の存在及び供用においては、貯水池の水質は、各項目が相互に関連することから土砂による水の濁り及び水温に対する環境保全措置が、他の水質項目に与えるに影響についても検討する。各項目の予測結果の概要と環境保全措置の検討の有無を表 6.1.4-62(1)～(2)に示す。」に変更した。 「表 6.1.4-62(1) 環境保全措置の検討項目」を変更した。
		P6.1.4-183	「表 6.1.4-62 環境保全措置の検討項目」の欄外の「○：影響がない又は小さいと判断される場合以外に該当するため、環境保全措置の検討を行う。」を「○：環境保全措置の検討を行う。」に変更した。 「表 6.1.4-62 環境保全措置の検討項目」の欄外の「－：影響がない又は小さいと判断されるため、環境保全措置の検討を行わない。」を「－：環境保全措置の検討を行わない。」に変更した。 「表 6.1.4-62 環境保全措置の検討項目」の欄外に「※：ダム建設前と比較して変化が大きいと予測されたため環境保全措置の検討を行う。」を追加した。
		P6.1.4-184	「1) 環境保全措置の検討結果の検証及び整理」を「1) 環境保全措置の検討」に変更した。
			1) 環境保全措置の検討の1行目を「工事の実施における土砂による水の濁りの影響に対して事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を表 6.1.4-63(1)に示す。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (23/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.4	6.1.4.5 環境保全措置の検討	P6.1.4-185	「2」 検討結果の検証」を追加した。
		P6.1.4-184	「3」 検討結果の整理」を追加した。
		P6.1.4-185	3) 検討結果の整理の 17 行目の「4.6mg/L」を「7.4mg/L」に変更した。
			3) 検討結果の整理の 18 行目の「ダム建設中（環境保全措置なし）4.7mg/L と比べて 0.1mg/L 減少する。」を「ダム建設中（環境保全措置なし）7.4mg/L と同様である。また、現況 7.3mg/L と比べて 0.1mg/L 増加する。」に変更した。
		P6.1.4-186	1 行目の「18 日/年」を「32 日/年」に変更した。
			3 行目の「SS の 10 カ年平均値、肱川の環境基準値（河川 A 類型：25mg/L 以下）の超過日数及び 10～25mg/L の頻度は、現況と比較して変化は小さいと予測される。」を「SS の 10 カ年平均値、肱川の環境基準値（河川 A 類型：25mg/L 以下）の超過日数及び 10～25mg/L の頻度は、環境保全措置により同様又は減少すると予測される。」に変更した。
			「表 6.1.4-64(2) 道野尾橋地点における現況とダム建設中の SS の予測結果」を変更した。
			「図 6.1.4-72 工事の実施に係る土砂による水の濁りの変化」を変更した。
		P6.1.4-192～195	「図 6.1.4-74 SS の予測結果(道野尾橋地点)(1)～(4)」を変更した。
		P6.1.4-197	「表 6.1.4-66(2) 道野尾橋地点における各年別の SS 頻度分布」及び「図 6.1.4-75(2) 道野尾橋地点における各年別の SS 頻度分布」を変更した。
		P6.1.4-198	1 行目の「③ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがあるその他の水質への影響」及び「環境保全措置として、土砂による水の濁りについての環境影響をできる限り回避又は低減させるために沈砂池の設置を検討した。工事の実施における沈砂池の設置は、自然沈降による濁りの低減であり、その他の水質への影響は想定されない。」及び「④ 検討の結果の検証及び整理」を削除した。
			「表 6.1.4-68 工事の実施における環境保全措置の検討結果及び整理の結果」の検討結果について「沈砂池を設置することにより、現況と比較して変化は小さいと予測されることから、事業者の実行可能な範囲内で環境への影響はできる限り回避又は低減され则认为られる。」を「沈砂池を設置することにより、SS を削減できる効果があると考えられる。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (24/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.4	6.1.4.5 環境保全措置の検討	P6.1.4-199	(3) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の1行目の「① 環境保全措置の検討結果の検証及び整理」を「1) 環境保全措置の検討」に変更した。
			1) 環境保全措置の検討の1行目の「土地又は工作物の存在及び供用における事業者の実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減されるかを検証した。」を「土地又は工作物の存在及び供用における土砂による水の濁り及び水温の影響に対して、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を表 6.1.4-68 に示す。」に変更した。
			「表 6.1.4-68 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討」を追加した。
		P6.1.4-200	(a) 環境保全措置の内容の3行目の「比較検討を行った環境保全措置の内容を表 6.1.4-69 に示す。」を削除した。
			「表 6.1.4-69 環境保全措置の検討」を削除した。
			a) 洪水吐取水口位置の変更の1行目の「比較検討を行ったところ、山鳥坂ダムの温水、冷水の放流と濁りへの効果が最も期待できる「洪水吐取水口の位置の変更及び選択取水設備の効果的な運用（温水放流と SS の低減）」を環境保全措置とする。」を削除した。
		P6.1.4-203	(b) 環境保全措置の比較を追加した。
		P6.1.4-204	「2) 検討結果の検証」を追加した。
			「3) 検討結果の整理」を追加した。
			a) 山鳥坂ダム貯水池地点の18行目の「環境保全措置により同様または減少することから、土砂による水の濁りの変化は小さいと予測される。」を「環境保全措置により同様または減少すると予測される。」に変更した。
		P6.1.4-208	b) ダム下流河川の25行目の「SSの10カ年平均値、肱川の環境基準値（河川 A 類型：25mg/L 以下）及び SS10 mg/L を超過する日数は、ダム建設前と比較して同様または減少することから、土砂による水の濁りの変化は小さいと予測される。」を「ダム建設前と比較して環境保全措置により同様または減少する。」に変更した。
		P6.1.4-215	a) 山鳥坂ダム貯水池地点の9行目の「10カ年の水温の変動の範囲にあり、水温による変化は小さいと予測される。」を「10カ年の水温の変動の範囲内になると予測される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (25/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.4	6.1.4.5 環境保全措置の検討	P6.1.4-218	b) ダム下流河川の 12 行目の「従って、ダム建設後(環境保全措置あり)のダム下流河川の水温は、河辺橋地点、道野尾橋地点ともにダム建設前と比較して変化は小さいと予測される。」を「従って、河辺橋地点及び道野尾橋地点におけるダム建設後の水温の変化は、環境保全措置により概ねダム建設前の 10 カ年の水温の変動の範囲内になると予測される。」に変更した。
		P6.1.4-224	a) 山鳥坂ダム貯水池地点の 10 行目の「表 6.1.4-80 に示す OECD の富栄養化の基準と比較すると、山鳥坂ダム建設後のクロロフィル a の 10 カ年平均値及びピーク値は、中栄養となり、また T-P の平均値も中栄養であり、概ね中栄養の段階であると予測される。」を削除した。 a) 山鳥坂ダム貯水池地点の 11 行目の「従って、山鳥坂ダム貯水池地点において、10 カ年の平均値でみるとダム建設後(環境保全措置あり)の T-N、及び T-P は、ダム建設後(環境保全措置なし)に比べ減少し、COD はやや増加するものの、クロロフィル a は富栄養化の基準と照らし合わせてみると中栄養に分類されるため、環境保全措置の実施による富栄養化への変化は小さいと予測される。」を「従って、山鳥坂ダム貯水池地点におけるダム建設後の T-N、T-P 及び COD は、同程度又は減少すると予測されるため、環境保全措置の実施による富栄養化への影響は小さいと考えられる。」に変更した。 「表 6.1.4-80 OECD の富栄養化基準」を削除した。
		P6.1.4-235	b) ダム下流河川の 13 行目の「従って、環境保全措置の実施による BOD への影響は小さいと予測される。」を「従って、河辺橋地点及び道野尾橋地点におけるダム建設後の BOD は、同程度となると予測されるため、環境保全措置の実施による富栄養化への影響は小さいと考えられる。」に変更した。
		P6.1.4-241	② 溶存酸素量の 11 行目の「従って、環境保全措置の実施による溶存酸素量への影響は小さいと予測される。」を「従って、山鳥坂ダム貯水池地点におけるダム建設後の DO は、ダム建設前と同程度となると予測されるため、環境保全措置の実施による溶存酸素量への影響は小さいと考えられる。」に変更した。
		P6.1.4-245	(c) 検討結果の整理の「表 6.1.4-84 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討結果及び整理の結果」を変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (26/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.4	6.1.4.5 環境保全措置の検討	P6.1.4-245	(c) 検討結果の整理の「表 6.1.4-87 工事の実施における環境保全措置」及び「表 6.1.4-88 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置」を削除した。
	6.1.4.6 事後調査	P6.1.4-246	6.1.4.6 事後調査の1行目の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合又は工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容を詳細なものにする必要があると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事後調査を実施する。」を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (27/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.4	6.1.4.7 評価の結果	P6.1.4-246	(2) 評価の結果の「水質については、工事の実施に係る土砂による水の濁り、土地又は工作物の存在及び供用に係る土砂による水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量について調査、予測を実施した。工事の実施に係る土砂による水の濁りについては、肱川の道野尾橋地点では変化は小さいと予測され、河辺川の河辺橋地点においては、出水時に SS が増加し、現況の水質との変化の程度が大きくなると予測される。このため、環境保全措置として原石山等の各工事区域に沈砂地を設置し、流入水の SS を低減させる。これにより、基準との整合が図られるとともに、SS の変化は小さいと予測される。また、水素イオン濃度については、ダムサイトからの濁水は循環利用され河川への排水はないことから変化はないものと考えられる。土地又は工作物の存在及び供用に係る土砂による水の濁り、水温については、肱川の道野尾橋地点では変化は小さいと予測され、貯水池地点及び河辺川の河辺橋地点においては、SS の増加、8 月～12 月の水温の上昇（温水放流）及び出水時の一時的な水温の低下（冷水放流）による水温の変化が生じる年があると予測される。このため、環境保全措置として洪水吐取水口位置の変更や選択取水設備の効果的な運用を行う。これにより、SS についての基準との整合が図られるとともに変化は小さいと予測され、水温の変化も小さいと予測される。土地又は工作物の存在及び供用に係る貯水池地点の富栄養化については、中栄養に区分され富栄養化する可能性は低いと予測される。また、河辺川の河辺橋地点では BOD は増加するが基準との整合は図られており、肱川の道野尾橋地点においては BOD の変化は小さいと予測される。貯水池地点の溶存酸素量については、基準との整合は図られており、また、変化は小さいと予測される。以上のことから、水質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると判断される。」を削除した。
		P6.1.4-246	「1) 回避又は低減に係る評価」を追加した。
			「2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (28/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.5	6.1.5.2 調査結果の概要	P6.1.5-5	「図 6.1.5-3 地形の状況」について、凡例を記号との併用に変更した。
		P6.1.5-6	②地質分布 2 行目の「秩父帯」を「秩父帯（北帯）」に変更した。 3 行目の「古生代二疊紀の砂岩粘板岩互層」を「中生代層の砂岩粘板岩互層」に、「珪岩質岩石」を「チャート」に変更した。 5 行目に、「「昭和 59 年度河辺川地質調査業務報告書」によると」を追加した。 6～7 行目の「上流側に粘板岩が広く分布し、下流側に砂岩が広く分布している。」を「上流側に主に粘板岩が広く分布し、下流側には主に砂岩が広く分布している。」に変更した。 8 行目の「石灰岩の分布が見られる。」を「古生代二疊紀の石灰岩の分布が見られる。」に変更した。
		P6.1.5-10	a) カラ岩谷の化石産出地（カラ岩谷遺跡） 6 行目の「石灰岩のたて穴に堆積した地層より」を「石灰岩のたて穴に堆積した地層（敷水層）より」に、「新生代第四紀更新世（洪積世）」を「新生代第四紀洪積世（更新世）」に変更した。 16 行目の「化石を含む地層」を「化石を含む地層（敷水層）」に変更した。
	6.1.5.3 予測の結果	P6.1.5-14	a) カラ岩谷の化石産出地 5～6 行目の「出水時には水没する。」を「出水時には水没すると予測される。」に変更した。 7～8 行目「以上のことからカラ岩谷の化石産出地の一部は、対象事業の実施により影響を受けると予測される。」を削除した。
	6.1.5.4 環境保全措置の検討	P6.1.5-18	(1) 環境保全措置の検討項目 全文の「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響が小さいと判断される場合以外に行う。表 6.1.5-3 に示すように、予測の結果より、土地又は工作物の存在及び供用による重要な地質への影響があると判断されることから、環境保全措置の検討を行う。」を「土地又は工作物の存在及び供用による重要な地質への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.5-3 に示すとおり、検討した。」に変更した。 「表 6.1.5-3 環境保全措置の検討項目」の予測結果の概要について、「出水時に水没し、影響があると考えられる。」を「出水時に水没すると予測される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (29/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.5	6.1.5.4 環境保全措置の検討	P6.1.5-18	1) 環境保全措置の検討 2～4 行目の「土地又は工作物の存在及び供用により、重要な地質のカラ岩谷の化石産出地の一部が試験湛水時及び出水時に水没すると予測された。このため、この影響に対して実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討により、事業者の実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減されるかを検証した。土地又は工作物の存在及び供用における、環境保全措置の検討結果の検証及び整理を表 6.1.5-4 に示す。」を「重要な地質への影響に対して、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討を表 6.1.5-4 に示す。」に変更した。
			「表 6.1.5-4 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討」を追加した。 「2) 検討結果の検証」を追加した。
		P6.1.5-19	「3) 検討結果の整理」を追加した。 「(3) 環境保全措置の検討結果」を削除した。
	6.1.5.5 事後調査	P6.1.5-19	2 行目の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じる場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合又は、土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、供用開始後において環境の状況を把握するために事後調査を実施する。」を削除した。 「重要な地質については、予測の不確実性はなく、また記録保存の効果に関する知見が十分であると判断し、さらに、供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要はないと考えられることから、事後調査は実施しない。」を「重要な地質に係る事後調査は、カラ岩谷の化石産出地に関する既往の調査結果や出土化石等について整理し、その記録を保存することにより、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと判断し、実施しない。」に変更した。
	6.1.5.6 評価の結果	P6.1.5-20	(2) 評価の結果 2～4 行目の「予測を実施した。その結果、重要な地質であるカラ岩谷の化石産出地の一部に影響があると予測されたため、環境保全措置の検討を行った。検討の結果、カラ岩谷の化石産出地の成立過程や出土化石等の学術的な情報を記録保存することから」を「予測を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行い、カラ岩谷の化石産出地に関する学術的な情報を保全することとした。これにより」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (30/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-19	1)調査の手法 ①調査すべき情報の 8 行目の「～省)」の後に「及びレッドリスト(環境省)」を追加し、「18 年」を「19 年」、「発行」を「公表」に変更した。
		P6.1.6-19～22	表 6.1.6-3 調査対象とした動物の重要な種(1/4)～(4/4)について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 各種の環境省レッドリストのカテゴリーを変更した。 以下、レッドリストの変更に伴う重要な種の追加、削除及びカテゴリーの変更に伴う No. の変更、注釈の変更を行った。
		P6.1.6-20	表 6.1.6-3 調査対象とした動物の重要な種(2/4)について、「カモ科、カリガネ」を追加した。
		P6.1.6-21	表 6.1.6-3 調査対象とした動物の重要な種(3/4)について、「ウナギ科、ウナギ」、「サケ科、アマゴ」、「ミズムシ科、ミズナシミズムシ」を追加した。 コオロギ科の「オオオカメコオロギ」を削除した。 イモリの環境省レッドリストのカテゴリーに「*」を追加した。
		P6.1.6-22	表 6.1.6-3 調査対象とした動物の重要な種(4/4)について、オサムシ科に「スナハラゴミムシ」、「マルハナノミ科、ホソキマルハナノミ」、「ヒラマキガイ科、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ」、「ベッコウマイマイ科、イヤヤマキビ」、「オナジマイマイ科、シコクケマイマイ」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (31/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-23	表 6.1.6-3 調査対象とした動物の重要な種について、注釈の c.を「環境省レッドデータブック「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－(哺乳類)(環境省 平成 14 年 3 月)」、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－(鳥類)(環境省 平成 14 年 7 月)」、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－(爬虫類・両生類)(環境省 平成 12 年 2 月)」、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－(汽水・淡水魚類)(環境省 平成 15 年 5 月)」、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－(昆虫類)(環境省 平成 18 年 8 月)」、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－(クモ形類・甲殻類等)(環境省 平成 18 年 1 月)」、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－(陸・淡水産貝類)(環境省 平成 17 年 7 月)」を「環境省レッドリスト 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて(環境省 平成 18 年 12 月)」、「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 ii のレッドリストの見直しについて(環境省 平成 19 年 8 月)」に変更した。 注釈の「3.*1:環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 注釈の「*2～*4」を削除した。また、これに伴い注釈の番号を変更した。 注釈の「3.*3」の「絶滅危惧Ⅱ類」を「準絶滅危惧」に、「情報不足」を「絶滅危惧ⅠB類」に変更した。 注釈の「3.*6」として、「*6:環境省レッドリストにおいて、ニッポンイシガメと記載されているが、河川水辺の国勢調査のための生物リストの表記に従いイシガメと記載した。」を追加した。 注釈の「3.*7」として、「*7:環境省レッドリストにおいて、アカハライモリと記載されているが、河川水辺の国勢調査のための生物リストの表記に従いイモリと記載した。」を追加した。
		P6.1.6-24	b) 鳥類の 4 行目に「カリガネ」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(32/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-28	表 6.1.6-4(4) 鳥類の重要な種(猛禽類)について、現地調査の実施状況の調査時期に、「平成 17 年度冬季」から「平成 19 年度秋季」までを追加した。 注釈に「注) 平成 17 年度の冬季以降は、クマタカを対象とした。」を追加した。
		P6.1.6-29	表 6.1.6-4(5) 鳥類の重要な種(河川域)の現地調査の実施状況について、調査すべき情報に「カリガネ」を追加した。
		P6.1.6-36	表 6.1.6-4(22) 陸産貝類の重要な種(クチマガリスナガイ)の現地調査の実施状況について、表タイトル及び調査すべき情報について、「陸産貝類の重要な種(クチマガリスナガイ)」を「重要な種」に変更した。また、現地調査の内容の「クチマガリスナガイ」を「重要な種」と変更した。
		P6.1.6-40	図 6.1.6-3(4) 動物の重要な種(猛禽類)調査地域及び調査地点について、平成 17 年度の冬季から平成 19 年度の秋季までの調査期間に新たに設置された調査地点を追加した。
		P6.1.6-57	「図 6.1.6-3(21) 動物の重要な種(クチマガリスナガイ)調査地域及び調査範囲」を「図 6.1.6-3(21) 陸産貝類調査地域及び調査範囲(重要な種の調査)」に変更した。
		P6.1.6-58	表 6.1.6-5 哺乳類の重要な種の確認状況について、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-58～298	環境省レッドリストに記載された各種について、ア) 重要性の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更し、環境省レッドリストのカテゴリーを変更、または追加した。
		P6.1.6-70～71	表 6.1.6-7 鳥類の重要な種の確認状況(1/2)及び(2/2)について、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-70	表 6.1.6-7 鳥類の重要な種の確認状況(1/2)について、クマタカの確認年度の「平成 11 年度～17 年度」を「平成 11 年度～19 年度」に変更した。
		P6.1.6-81	e) ミゾゴイのイ) 生態 3 行目に、「専門家によれば、開けた環境を好まず、支川、支流等沢の奥まった湿潤な環境に営巣する。」を追加し、ウ) 現地調査結果について、確認地点の植生区分を追加した。
		P6.1.6-82	表 6.1.6-8(5) ミゾゴイの確認状況について、確認状況に確認地点と植生図を重ね合わせた結果を追加した。 注釈に「2.1 地点において複数の環境で確認されている場合には、それぞれの環境をカウントしているため、確認地点数と環境別の確認回数の合計は必ずしも一致しない。」及び「3. 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (33/96)

該当箇所		相違の概要
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-82 e) ミゾゴイのエ) 生息環境の推定について、「現地調査結果及び既存知見から、本種は、調査地域においては夏鳥であり、分布が確認された常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林及びモウソウチク林を繁殖環境として利用していると考えられる。また、調査地域の樹林を流れる沢筋や谷間の溪流は、採餌環境として利用されていると考えられる。これらのことから、特に沢筋や谷間の溪流に近い常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林及びモウソウチク林を多く利用していると考えられる。以上のことから、調査地域における本種の主要な生息環境は、沢筋や谷間の溪流に近い常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林及びモウソウチク林と推定される。」に変更した。
		P6.1.6-103 m ハイタカ) のウ) 現地調査結果について、2 行目に狩りに関する行動の整理結果を追加した。
		P6.1.6-107 o) クマタカのウ) 現地調査結果 2 行目の「計 1,801 地点」を「計 2,351 地点」に変更した。 6 行目の「3 つがい (K-A つがい、K-B つがい、K-C つがい)」を「4 つがい (K-A つがい、K-B つがい、K-C つがい、K-D つがい)」に変更した。 表 6.1.6-8(15) クマタカの確認状況の確認時期に、「平成 17 年 12 月から平成 19 年 9 月までの確認時期」を追加した。 平成 17 年度の確認状況の「57 地点」を「180 地点」に変更した。また、平成 18 年度及び平成 19 年度の確認状況を追加した。
		P6.1.6-108 カ) 行動圏とその内部構造の推定結果 5 行目に、「更に、K-D つがいは、行動圏が対象事業実施区域及びその周辺の区域と重ならないことから、つがいが対象事業実施区域及びその周辺の区域に生息していないことから、内部構造は推定しなかった。」を追加した。 6 行目の「河辺川流域」を「対象事業実施区域及びその周辺の区域」に変更した。 カ) 行動圏とその内部構造の推定結果 11 行目の「分布位置」の前に「現在確認されているつがいの」を追加した。
		P6.1.6-110 「キ) 営巣環境」の文章を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (34/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-110	ク) つがい別の繁殖状況 2 行目「平成 17 年」を「平成 19 年」、「7 繁殖シーズン」を「9 繁殖シーズン」に変更した。 3 行目「1 つがい (K-C つがい)」を「2 つがい (K-C つがい、K-D つがい)」、「2 回」を「5 回」に変更した。 9 行目の「平成 14 年、平成 16 年」を「平成 14 年、平成 16 年、平成 18 年及び平成 19 年に」に変更した。 11 行目に、「K-D つがいは、平成 19 年につがいの生息が確認され、同年、幼鳥の巣立ちが確認された。」を追加した。 表 6.1.6-8 (16) クマタカのつがい別の繁殖結果について、「8 年目 (平成 18 年)」及び「9 年目 (平成 19 年)」の繁殖結果を追加した。 つがい名の「K-C つがい (コアエリアは船戸川流域に分布)」を「K-C つがい (コアエリアは対象事業実施区域及びその周辺の区域の外側に分布)」に変更した。 「K-D つがい (行動圏は対象事業実施区域及びその周辺の区域の外側に分布)」の繁殖結果を追加した。
		P6.1.6-119、121、129、133、168	表 6.1.6-8 (20)、(21)、(24)、(26)、(38) のヤマドリ、ジュウイチ、アオバズク、ヨタカ、サンコウチョウの確認状況について、注釈に「2. 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-135	z) アカショウビンのウ) 現地調査結果について、確認地点の植生区分を追加した。
		P6.1.6-136	表 6.1.6-8 (27) アカショウビンの確認状況について、各時期の確認状況を追加した。 また、注釈に「2.1 地点において複数の環境で確認されている場合には、それぞれの環境をカウントしているため、確認地点数と環境別の確認回数の合計は必ずしも一致しない。」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (35/96)

該当箇所		相違の概要
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-137 z) アカショウビンのエ) 生息環境の推定について、「現地調査結果及び既存知見から、本種は、調査地域においては夏鳥であり、分布が確認された常緑広葉樹林、落葉広葉樹林等の樹林を流れる沢筋や谷間の溪流を採餌環境として利用していると考えられる。また、これらの植生の中でも特に沢筋や谷間の溪流に近い場所を多く利用していると考えられる。また、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林等の樹林に分布する樹洞を繁殖環境として利用していると考えられる。これらのことから、特に沢筋や谷間の溪流に近い常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林及びモウソウチク林を多く利用していると考えられる。以上のことから、調査地域における本種の主要な生息環境は、沢筋や谷間の溪流に近い常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林及びモウソウチク林と推定される。」に変更した。
		P6.1.6-139 aa) ヤイロチョウのイ) 生態について、産卵期及び育雛期について変更した。
		P6.1.6-139～140 aa) ヤイロチョウのウ) 現地調査結果 8 行目に、確認地点の植生区分を追加した。
		P6.1.6-140 4 行目の「5 月～9 月」を「5 月～7 月」に修正した。
		表 6.1.6-8(28) ヤイロチョウの確認状況について、「平成 12 年、平成 13 年、平成 14 年」の「5 月～6 月、9 月」を「5 月～6 月」に、「平成 15 年 5 月～6 月、9 月～10 月」を「平成 15 年 5 月～6 月」に、「平成 17 年 5 月～9 月」を「平成 17 年 5 月～6 月」に変更した。 注釈に「4. 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		aa) ヤイロチョウのエ) 生息環境の推定の 3 行目に、「また、これらの植生のなかでも特に勾配が急な斜面を多く利用していると考えられる。」、6 行目の「ヒノキ植林」の後に「勾配が急な斜面」を追加した。
		P6.1.6-143 表 6.1.6-8(29) ビンズイの確認状況について、注釈に「注) 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-144 図 6.1.6-5(16) ビンズイの確認地点について、注釈に「3. 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-146 表 6.1.6-8(30) サンショウクイの確認状況について、注釈に「注) 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (36/96)

該当箇所		相違の概要
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-147 図 6.1.6-5(17) ビンズイの確認地点について、注釈に「3. 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-152 表 6.1.6-8(32) コマドリの確認状況について、注釈に「確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-153 図 6.1.6-5(19) コマドリの確認地点について、注釈に「2. 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-158 表 6.1.6-8(34) ルリビタキの確認状況について、注釈に「2. 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-168 表 6.1.6-8(38) サンコウチョウの確認状況について、注釈に「2. 確認地点は、同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-173 表 6.1.6-9 爬虫類の重要な種の確認状況について、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-195 表 6.1.6-11 両生類の重要な種の確認状況について、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-196 表 6.1.6-12(1) イモリの確認状況について、表内の「個体」を「生息」に修正した。
		P6.1.6-207 ⑤魚類の重要な種の 1 行目の「9 種」を「11 種」に変更した。 表 6.1.6-13 魚類の重要な種の確認状況について、「ウナギ」、「アマゴ」を追加した。それに伴い、No.の修正をした。また、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-207 ~210 a) ウナギについて、調査結果を追加した。
		P6.1.6-222 g) コウライモロコのエ)生息環境の推定の 3 行目の「砂丘」を「砂底」に修正した。
		P6.1.6-239 ~242 「k) アマゴ」の調査結果を追加した。
		P6.1.6-243 ⑥昆虫類の重要な種の 1 行目の「13 種」を「14 種」に変更した。 表 6.1.6-15 昆虫類の重要な種の確認状況について、「ミゾナシミズムシ」、「スナハラゴミムシ」を追加、「オオオカメコオロギ」を削除し、No.の変更をした。また、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-250 「e) オオオカメコオロギ」の調査結果を削除した。
		P6.1.6-252 「f) ミゾナシミズムシ」の調査結果を追加した。
		P6.1.6-260 ~261 「j) スナハラゴミムシ」の調査結果を追加した。
		P6.1.6-262 k) オオクワガタのイ)生態の 1 行目の「クヌギ林」の後「 ⁸⁵⁾ 」を「 ⁸⁶⁾ 」に修正した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (37/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.6	6.1.6.2 調査結果の概要	P6.1.6-266	⑦底生動物の 2 行目の「7 種」を「8 種」に変更した。 表 6.1.6-17 底生動物の重要な種の確認状況について、「ヒラマキミズマイマイ」を追加し、No.の変更をした。また、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-272～273	「c) ヒラマキミズマイマイ」の調査結果を追加した。
		P6.1.6-278	表 6.1.6-18(5) ミナミヌマエビの確認状況(2/2)について、平成 11 年 10 月確認状況の「(うち 4 地点は No. 9, 10, 11 と同一地点)」を「(うち 3 地点は No. 9, 10, 11 と同一地点)」に修正した。
		P6.1.6-280	f) キイロサナエのウ)現地調査結果の 2 行目の「河辺川及び肱川」を「河辺川」、「9 地点」を「3 地点」に変更した。 3 行目の「確認地点は、主に河岸のツルヨシ等の植物が水に浸かっている場所で、水深 15 cm～50 cm、流れはないが暖かく、河床構成材料は泥や砂、礫等であった。」を削除した。 3 行目の「確認時期は 5 月、7 月」を「確認時期は 7 月」に変更し、その後の「確認地点のうち、8 地点は河辺川であった。」を削除した。
		P6.1.6-281	表 6.1.6-18 (6) キイロサナエの確認状況について、平成 16 年から平成 17 年までの確認状況を削除した。 f) キイロサナエのエ)生息環境の推定の 1 行目「河辺川及び肱川」を「河辺川」に変更し、3 行目「肱川の 1 地点以外は」を削除した。
		P6.1.6-288	表 6.1.6-19 クモ類の重要な種の確認状況について、「記号」列を追加した。 イ)生態について、「 ¹⁰⁵⁾ 」を「 ¹⁰⁴⁾ 」に修正した。
		P6.1.6-293	⑨その他の動物(陸産貝類)の重要な種の 2 行目「1 種」を「3 種」に変更した。 表 6.1.6-21 陸産貝類の重要な種の確認状況について、「イヤヤマキビ」、「シコクケマイマイ」を追加した。また、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-296～297	「b) イヤヤマキビ」の調査結果を追加した。
		P6.1.6-298～299	「c) シコクケマイマイ」の調査結果を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (38/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.6	6.1.6.3 予測の結果	P6.1.6-301	脚注に「*3：改変の程度とは、影響が及ぶ可能性がある最大の区域を予測地域とし、その予測地域内に存在する生息場所のうち、改変される生息環境の割合（参考値）として算出した。」を追加した。
		P6.1.6-302	16 行目及び 25 行目に「ウナギ」、17 行目及び 26 行目に「アマゴ」、18 行目及び 27 行目に「ヒラマキミズマイマイ」を追加した。また、18 行目「13 種」を「16 種」に、28 行目「21 種」を「24 種」に変更した。
		P6.1.6-303 ～305	表 6.1.6-23 予測対象とする動物の重要な種及び影響要因（1/3）～（3/3）について、「記号」列を追加した。
		P6.1.6-304	表 6.1.6-23 予測対象とする動物の重要な種及び影響要因（2/3）について、魚類に「ウナギ、アマゴ」を、昆虫類に「ミゾナシミズムシ、スナハラゴミムシ」を追加した。また、昆虫類から「オオオカメコオロギ」を削除した。
		P6.1.6-305	表 6.1.6-23 予測対象とする動物の重要な種及び影響要因（3/3）について、底生動物に「ヒラマキミズマイマイ」を、陸産貝類に「イヤヤマキビ、シコクケマイマイ」を追加した。
		P6.1.6-311 ～498	動物各種の重要な種の予測結果「i）生息環境」について、調査結果の該当ページを変更した。 「iv）まとめ」の最終行から、評価に類する文章を削除した。
		P6.1.6-316	b-2）オヒキコウモリの ii）直接改変 3 行目の「直接改変の影響」を「直接改変の影響による生息環境の変化」に変更した。 iii）直接改変以外 3 行目の「建設機械の稼働等による影響」を「建設機械の稼働等による生息環境の変化」に変更した。 iv）まとめ 1 行目の「直接改変及び直接改変以外の影響（建設機械の稼働等）」の後ろに「直接改変及び直接改変以外の影響（建設機械の稼働等）による生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-328	c）ミゾゴイについて、生息環境及び生息環境の改変率について、解析結果をもとに変更した。
		P6.1.6-329、350、352、358、360、365、371、375、384	図 6.1.6-15(3)、(8)、(9)、(10)、(11)(13)、(16)、(18)、(22)の注釈に、「また、確認地点は同一個体が移動することにより複数の地点で記録されているものを含む。」を追加した。
		P6.1.6-338	g）ミサゴの ii）直接改変 2 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。 30 行目の誤記「iii）まとめ」を「iv）まとめ」に修正した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (39/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.3 予測の結果	P6.1.6-338	iv) まとめ 1 行目～2 行目の「本種への直接改変及び直接改変以外（建設機械の稼働等）の影響は想定されない。」を「本種への直接改変による生息環境の変化は想定されない。また、直接改変以外（建設機械の稼働等）による生息環境の変化は想定されない。」に変更した。
		P6.1.6-339～346	h) ハチクマ、i) オオタカ、j) ツミ、k) ハイタカ、l) サシバ、m) クマタカ、n) ハヤブサについて、文中の「主要な生息環境」を「生息環境」に修正した。
		P6.1.6-344	m) クマタカの i) 生息環境 7 行目～9 行目に、「また、工事の中他ダム事例では、工事中においても、コアエリアが対象事業実施区域及びその周辺の区域と重なるつがいが生息し、かつ繁殖していることが確認されている。」を追加した。 11 行目の「3 つがい（K-A つがい、K-B つがい、K-C つがい）」を「4 つがい（K-A つがい、K-B つがい、K-C つがい、K-D つがい）」に変更した。 16 行目～17 行目に「また、K-D つがいは、行動圏が対象事業実施区域及びその周辺の区域と重ならず、対象事業による生息環境の改変は想定されない。」を追加した。 18 行目に、「K-A つがい及び K-C つがいのコアエリア内には、」を追加し「コアエリア内において現在の」を削除した。
		P6.1.6-355	t) アオバズクの ii) 直接改変 8 行目の「工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用の影響」を「工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用による繁殖環境の変化」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(40/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.3 予測の結果	P6.1.6-359	w) アカショウビンの i) 生息環境の「予測地域における本種の主要な生息環境は、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林及びスギ・ヒノキ植林並びにそれらの樹林周辺を流れる河辺川の支流と推定される。」を「予測地域における本種の主要な生息環境は、沢筋や谷間の溪流に近い常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林及びモウソウチク林と推定される。」に変更した。 ii) 直接改変生息環境の 2 行目の「推定された本種の主要な生息環境のうち、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林の一部（約 19%）及び河辺川の支流の一部（約 27%）が改変される。」を「推定された本種の主要な生息環境のうち、沢筋や谷間の溪流に近い常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林及びモウソウチク林の一部（約 11%）が改変される。」に変更した。 iv) まとめの 1 行目の「直接改変により、本種の主要な生息環境と推定された常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林並びにそれらの樹林周辺を流れる河辺川の支流の一部が改変され、これらの改変区域は本種の生息環境として適さなくなると考えられる。」を「直接改変により、本種の主要な生息環境と推定された沢筋や谷間の溪流に近い常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林及びモウソウチク林の一部が改変され、これらの改変区域は本種の生息環境として適さなくなると考えられる。」に変更した。
		P6.1.6-361	x) ヤイロチョウの i) 生息環境の「予測地域における本種の主要な生息環境は、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林及びスギ・ヒノキ植林急傾斜地と推定される。」を「予測地域における本種の主要な生息環境は、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林及びスギ・ヒノキ植林のうち勾配が急な斜面と推定される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (41/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.3 予測の結果	P6.1.6-361	x) ヤイロチョウの ii) 直接改変生息環境の 3 行目の「本種の主要な生息環境と推定される常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林及びスギ・ヒノキ植林急傾斜地の一部（約 9%）が改変される。」を「本種の主要な生息環境と推定される常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林及びスギ・ヒノキ植林のうち勾配が急な斜面の一部（約 9%）が改変される。」に変更した。
		P6.1.6-414 ～416	iv) まとめの 1 行目の「直接改変により、本種の主要な生息環境と推定された常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林及びスギ・ヒノキ植林急傾斜地の一部が消失し、」を「直接改変により、本種の主要な生息環境と推定された常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、アカマツ林及びスギ・ヒノキ植林のうち勾配が急な斜面の一部が消失し、」に変更した。
		P6.1.6-417	「a) ウナギ」の予測結果を追加した。
		P6.1.6-418	b) オオキンブナの ii) 直接改変 3 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-420	iv) まとめ 1 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-423	c) ウグイの ii) 直接改変の 7 行目の「また、貯水池の出現により、主要な生息環境は、河辺川の上流と下流に分断される。しかし、現況において河辺川は嵯峨谷堰堤により分断されていることから、新たな分断による影響は想定されない。」を「また、貯水池の出現により、主要な生息環境は、貯水池の上下流に分断される。このことから、本種はダム堤体により上流に遡上できなくなると考えられる。しかし、現況において河辺川は嵯峨谷堰堤により分断されていることから、貯水池のダム堤体、貯水池の出現する区域には遡上できなくなる区間となるが、直接改変区域より上流については、生息環境の新たな分断は想定されない。」に変更した。
		P6.1.6-426	d) タモロコの ii) 直接改変 2 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。
			e) ニゴイの ii) 直接改変 2 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (42/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.6	6.1.6.3 予測の結果	P6.1.6-429	f) イトモロコの ii) 直接改変 2 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-430	iv) まとめ 1 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-432	g) コウライモロコの ii) 直接改変 3 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-433	iv) まとめ 1 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-438	i) イシドジョウの ii) 直接改変 3 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。 iv) まとめ 2 行目の「影響」を「生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-442 ～444	「k」アマゴ」の予測結果を追加した。
		P6.1.6-453	d) カヤコオロギの後の「e) オオオカメコオロギ」の予測結果を削除した。
		P6.1.6-455 ～456	「f) ミゾナシミズムシ」の予測結果を追加した。
		P6.1.6-463 ～464	「j) スナハラゴミムシ」の予測結果を追加した。
		P6.1.6-477 ～479	「c) ヒラマキミズマイマイ」の予測結果を追加した。
		P6.1.6-480	「d) ヒラテテナガエビ」の ii) 直接改変の 7 行目の「また、貯水池の出現により、主要な生息環境は、河辺川の上流と下流に分断される。しかし、現況において河辺川は嵯峨谷堰堤により分断されていることから、新たな分断による影響は想定されない。」を「また、貯水池の出現により、主要な生息環境は、貯水池の上下流に分断される。このことから、本種はダム堤体により上流に遡上できなくなると考えられる。しかし、現況において河辺川は嵯峨谷堰堤により分断されていることから、貯水池のダム堤体、貯水池の出現する区域には遡上できなくなる区間となるが、直接改変区域より上流については、生息環境の新たな分断は想定されない。」に変更した。
		P6.1.6-492	h) コオナガミズスマシの iii) まとめ 4 行目～5 行目の「新たに出現する貯水池」を「新たに出現する貯水池の上流端部や沢の流入部等の水生植物の分布するよどみ」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(43/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.3 予測の結果	P6.1.6-498	a) クチマガリスナガイの i) 生息環境 5 行目の「図 6.1.6-22」を「図 6.1.6-22 (1)」に変更した。 ii) 直接改変 4 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生息環境の変化」に変更した。 iii) 直接改変以外 4 行目の「による影響」を削除した。 iv) まとめの 1 行目の「影響」を「生息環境の変化」に変更した。
		P6.1.6-500 ～501	「b) イヤヤマキビ」の予測結果を追加した。
		P6.1.6-502 ～503	「c) シコクケマイマイ」の予測結果を追加した。
6.1.6	6.1.6.4 環境保全措置の検討	P6.1.6-504	(1) 環境保全措置の検討項目 1 行目～2 行目の「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響がない又は小さいと判断される場合以外に行った。」を削除した。 2 行目の「魚類 9 種、昆虫類 13 種、底生生物 7 種、クモ類 2 種、陸産貝類 1 種の合計 84 種」を「魚類 11 種、昆虫類 14 種、底生生物 9 種、クモ類 2 種、陸産貝類 3 種の合計 90 種」に変更した。 6 行目の「そのほかの 81 種については、環境影響は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目としなかった。」を削除した。 9 行目の「動物の重要な種について、環境保全措置を検討する項目を表 6.1.6-25 に示す。」を「動物の重要な種について、動物への環境影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.6-25 に示すとおり、専門家の指導、助言を踏まえ検討した。」に変更した。
		P6.1.6-505 ～525	表 6.1.6-25 環境保全措置の検討項目 (1/21) ～ (21/21) について、本文に合わせて変更した。 注釈を「○：環境保全措置の検討を行う。 (ただし、工事の実施における直接改変及び直接改変以外の改変部付近の環境の変化による生息環境の変化の影響に対する環境保全措置の検討は、土地又は工作物の存在及び供用に併せて検討する。)、－：環境保全措置の検討を行わない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (44/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.4 環境保全措置の検討	P6.1.6-526	「1)環境保全措置の検討結果の検証及び整理」を「1)環境保全措置の検討」に変更した。 1)環境保全措置の検討の全文を「動物の重要な種への影響に対して、環境保全措置として期待できる「動物の移植」、「生息環境の整備」など複数案を比較検討した。比較検討を行った環境保全措置の内容を表 6.1.6-26 に示す。」に変更した。 「表 6.1.7-26 動物の土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討内容」を追加した。
		P6.1.6-527	1 行目に「比較検討を行ったところ、動物の重要な種の保全の効果が最も期待できる「動物の移植」、「生息環境の整備」を環境保全措置とする。実施することとした環境保全措置は、対象とする重要な種の影響の程度や生態特性等に応じて個別に効果が異なると考えられることから、種ごとに検討した。種ごとの環境保全措置の検討を表 6.1.6-27(1)～(3)に示す。」を追加した。
		P6.1.6-527～528	「表 6.1.6-27(1)～(3) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討」を追加した。
		P6.1.6-529	「2)検討結果の検証」を追加した。 「3)検討結果の整理」を追加した。
		P6.1.6-530～532	「表 6.1.6-26(1)～(3) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果」のタイトルを「表 6.1.6-28(1)～(3) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討結果の整理」に変更した。 「検証の結果」を「検討の結果」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (45/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.4 環境保全措置の検討	P6.1.6-530	表 6.1.6-28(1) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討結果の整理について、環境保全措置案の「河川域の岩場を整備するとともに、直接改変の影響を受ける個体を移植する。」を「貯水池上流河川に河川域の岩場を整備するとともに、直接改変の影響を受ける個体を移植する。」に変更した。 環境保全措置案の「b-1」案及びそれに係る文章を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度の a 案及び b 案に「専門家の指導及び助言を受けることにより、不確実性を小さくすることができる」と考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できる。b 案については、生息環境を整備することにより、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できるが、実施方法について十分な検討が必要と考えられることから、移植先の選定において、生息環境として適する岩場環境が不足する場合にのみ実施する。a 案、b 案とも、移植個体の定着には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。」に変更した。
		P6.1.6-531	表 6.1.6-28(2) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討結果の整理について、環境保全措置案の「b-2」案及びそれに係る文章を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度の a 案及び b 案に「専門家の指導及び助言を受けることにより、不確実性を小さくすることができる」と考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できる。b 案については、生息環境を整備することにより、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できるが、実施方法について十分な検討が必要と考えられることから、移植先の選定において、生息環境として適する河川域が不足する場合にのみ実施する。a 案、b 案とも、移植個体の定着には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (46/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	6.1.6.4 環境保全措置の検討	P6.1.6-532	表 6.1.6-28(3) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討結果の整理について、環境保全措置案の「b-2」案及びそれに係る文章を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度の a 案及び b 案に「専門家の指導及び助言を受けることにより、不確実性を小さくすることができる」と考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できる。b 案については、生息環境を整備することにより、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できるが、実施方法について十分な検討が必要と考えられることから、移植先の選定において、生息環境として適する河川域が不足する場合にのみ実施する。a 案、b 案とも、移植個体の定着には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。」に変更した。
		P6.1.6-533	「(4) 環境保全措置の検討結果」について、全て削除した。
	6.1.6.5 事後調査	P6.1.6-533	6.1.6.5 事後調査 1 行目～5 行目の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じる場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合又は工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容を詳細なものにする必要があると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事後調査を実施する。」を削除した。
	6.1.6.6 評価の結果	P6.1.6-534	(2) 評価の結果 1 行目～3 行目の「その結果、オモゴミズギワカメムシ、キイロサナエ及びアオサナエの 3 種について影響があると予測されたため、環境保全措置の検討を行った。その結果、移植等により環境保全措置案を実施し、さらに、事後調査を実施することとした。」を「その結果を踏まえ、オモゴミズギワカメムシ、キイロサナエ及びアオサナエの 3 種について環境保全措置の検討を行い、動物への影響を低減することとした。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(47/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.6	引用・参考文献	P6.1.6-539	引用・参考文献に「130）“鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて”（環境省 平成 18 年 12 月）」、「131）“哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて”（環境省 平成 19 年 8 月）」、「132）鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編－鹿児島県レッドデータブック（鹿児島県環境生活部環境保護課 平成 15 年 3 月 財団法人鹿児島県環境技術協会）」、「133）原色日本陸産貝類図鑑（東正雄 昭和 57 年 7 月 保育社）」、「134）”徳島県産並びに淡水産貝類の分類と分布について” 徳島県博物館紀要 11（黒田徳米・阿部近一 昭和 55 年）」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(48/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.7	6.1.7.2 調査結果の概要	P6.1.7-12	表 6.1.7-2 植物相の確認種数について、種子植物・シダ植物の確認種数の「1,161 種」を「1,163 種」に変更した。蘚苔類の「195 種」を「194 種」に修正した。 ①種子植物・シダ植物 a)植物相 1 行目の「1,161 種」を「1,163 種」に変更した。 ③蘚苔類 1 行目の「195 種」を「194 種」に修正した。
		P6.1.7-15	①調査すべき情報 8 行目の「発行され」を削除した。 9 行目に「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省）」が平成 19 年に公表され」を追加した。 以下レッドリストの変更に伴う重要種のカテゴリーの変更を行った。
		P6.1.7-16～21	表 6.1.7-3(1)～(4)について、表内の「環境省レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に変更した。 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月）」に従いカテゴリーを変更した。 また、ムヨウラン及びウスギムヨウランの追加に伴う注釈の変更を行った。
		P6.1.7-19	表 6.1.7-3(1) 調査対象とした種子植物・シダ植物の重要な種（4/4）について、「ムヨウラン属の一種」を「ムヨウラン」及び「ウスギムヨウラン」に変更した。 計の行の「175 種」を「176 種」に、環境庁レッドリストの計の行の「57 種」を「63 種」に、愛媛県レッドデータブックの計の行の「163 種」を「164 種」に変更した。
		P6.1.7-21	表 6.1.7-3(3) 調査対象とした藻類の重要な種について、注釈*1 の「*1: <i>Nitella</i> 属については、国内では、56 種の分布が知られており、環境省レッドデータブックにおいて 7 種が指定されているが、いずれも絶滅危惧Ⅰ類のため、絶滅危惧Ⅰ類として扱った。」を「*1: <i>Nitella</i> 属については、四国では 25 種の分布が知られており、環境省レッドリストにおいてそのうち 21 種が指定されているが、いずれも絶滅危惧Ⅰ類のため、絶滅危惧Ⅰ類として扱った。」に変更した。 表 6.1.7-3(4) 調査対象とした藻類の重要な種について、注 c. を削除した。 環境庁レッドリストの計の行の「2 種」を「-」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (49/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.7	6.1.7.2 調査結果の概要	P6.1.7-23	表 6.1.7-4(4) 種子植物・シダ植物の重要な種(シャクジョウソウ、カワミドリ、マヤラン、クロムヨウラン)の現地調査の手法、内容及び実施状況について、調査すべき情報及び現地調査の内容、重要な種に「ムヨウラン、ウスギムヨウラン」を追加、調査期間・調査時期に「平成 19 年度」の項目を追加した。
		P6.1.7-29	「図 6.1.7-4(5) 種子植物・シダ植物調査地域及び調査経路(重要な種の調査：シャクジョウソウ、カワミドリ、マヤラン、クロムヨウラン)」を「図 6.1.7-4(5) 種子植物・シダ植物調査地域及び調査経路(重要な種の調査：シャクジョウソウ、カワミドリ、マヤラン、ムヨウラン、ウスギムヨウラン、クロムヨウラン)」に変更した。また、平成 19 年度の踏査ルートを追加した。
		P6.1.7-32	①種子植物・シダ植物の重要な種 2 行目の「63 種」を「64 種」に変更した。
		P6.1.7-32～33	表 6.1.7-5 種子植物・シダ植物の重要な種の確認状況(1/2)及び(2/2)について、「記号」の項目を追加した。
		P6.1.7-33	表 6.1.7-5 種子植物・シダ植物の重要な種の確認状況(2/2)について、マヤランの確認年度に「19 年度」を追加し、確認个体数を「1」から「2」に変更した。「ムヨウラン属の一種」を削除し「ムヨウラン」、「ウスギムヨウラン」を追加した。
		P6.1.7-33	表 6.1.7-5 種子植物・シダ植物の重要な種の確認状況について、注釈の*6「～その後、平成 17 年度及び平成 18 年度に、その分布及び生育状況等を～」を「～その後、クロモジ、ヒメクロモジ、ミヤコイバラについては、平成 17 年度に、クロムヨウランについては、平成 18 年度及び平成 19 年度に、その分布及び生育状況等を～」に変更した。注釈の*7を削除した。
		P6.1.7-34～103	各種のア)重要性の「環境庁レッドデータブック」を「環境省レッドリスト」に修正した。 各種の環境省レッドリストのカテゴリーを変更した。 以下、レッドリストの変更に伴う重要な種の追加、削除及びカテゴリーの変更に伴う No. の変更、注釈の変更を行った。
		P6.1.7-43、46	脚注に「*1: 調査時の標本等の同定できる資料が現存せず、存在に対する確たる証拠がない。」を追加した。
		P6.1.7-88	bh)マヤラン ウ)現地調査結果 2 行目の「1 個体」を「2 個体」に変更した。 表 6.1.7-6(44) マヤランの確認状況について、平成 19 年度調査結果を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (50/96)

該当箇所		相違の概要
6.1.7	6.1.7.2 調査結果の概要	P6.1.7-90～91 「bj) ムヨウラン」、「bk) ウスギムヨウラン」の調査結果を追加した。
		P6.1.7-92 「bj) クロムヨウラン」を「b1) クロムヨウラン」に変更した。 脚注に「*1: 調査時の標本等の同定できる資料が現存せず、存在に対する確たる証拠がない。」を追加した。
		P6.1.7-93 ② 藓苔類の重要な種 1 行目の「藓苔類の重要な種の確認状況は表 6.1.7-7 に示すとおりである。」を「藓苔類の重要な種の確認状況は表 6.1.7-7 に示すとおりであり、調査地域では 4 種の重要な種が確認された。なお、植物については専門家の指導・助言を踏まえ、重要な種の確認地点を公開することにより、保全上の問題を生じる可能性が高いと考えられることから、確認地点図を示していない。」に変更した。 表 6.1.7-7 藓苔類の重要な種の確認状況について、「No.」及び「記号」の列を追加した。
		P6.1.7-97 ③ 藻類の重要な種 1 行目の「藻類の重要な種の確認状況は表 6.1.7-9 に示すとおりである。」を「藻類の重要な種の確認状況は表 6.1.7-9 に示すとおりであり、調査地域では 2 種の重要な種が確認された。なお、植物については専門家の指導・助言を踏まえ、重要な種の確認地点を公開することにより、保全上の問題を生じる可能性が高いと考えられることから、確認地点図を示していない。」に変更した。 表 6.1.7-9 藻類の重要な種の確認状況について、「No.」及び「記号」の列を追加した。 注釈*2 の「国内では 56 種の分布が知られており、四国では 25 種の分布が知られており、環境庁レッドデータブックにおいては、そのうち 21 種が指定されているが、いずれも絶滅危惧 I 類のため、絶滅危惧 I 類として扱った。」を「四国では 25 種が分布している。環境省レッドリストにおいては、そのうち 21 種が記載されている。」と変更した。
		P6.1.7-99 b) <i>Nitella</i> 属の一種のア) 重要性 1 行目の「 <i>Nitella</i> 属は、国内では 56 種の分布が知られており、四国では 25 種が分布している。 ^{24) 30)} 」を「 <i>Nitella</i> 属は、四国では 25 種が分布している。 ³⁰⁾ 」に変更した。 「「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—植物 II (維管束植物以外)(環境庁 平成 12 年 12 月)」 ²⁾ を「「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて(環境省 平成 19 年 8 月)」」に変更した。 3 行目「7 種」を「21 種」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (51/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.2 調査結果の概要	P6.1.7-100	④高等菌類の重要な種 1 行目の「高等菌類の重要な種の確認状況は表 6.1.7-11 に示すとおりである。」を「高等菌類の重要な種の確認状況は表 6.1.7-11 に示すとおりであり、調査地域では 4 種の重要な種が確認された。」に修正した。 表 6.1.7-11 高等菌類の重要な種の確認状況について、「No.」及び「記号」の列を追加した。
		P6.1.7-100 ~103	表 6.1.7-12 (1) ~ (4) について、確認状況の「～個体の生育」を「～つの子実体」に修正した。
	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-104	1) 影響要因及び予測対象種 13 行目の「クロムヨウラン」を削除し、「4 種」を「3 種」に変更した。 14 行目の「平成 17 年度及び平成 18 年度に」を「平成 17 年度に、クロムヨウランについては平成 18 年度及び平成 19 年度に」に変更した。
		P6.1.7-105 ~106	表 6.1.7-13 予測対象とする植物の重要な種及び影響要因について、「記号」の列を追加した。
		P6.1.7-106	表 6.1.7-13 予測対象とする植物の重要な種及び影響要因 (2/2) について、「ムヨウラン属の一種」を削除し、「ムヨウラン」、「ウスギムヨウラン」に変更した。
		P6.1.7-110 ~149	各種の「まとめ」の最終行「以上のことから、対象事業の実施により、本種は影響を受けると予測される。」を削除した。
		P6.1.7-110	b) エビガラシ ii) 直接改変 3 行目の「直接改変の影響」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失」に変更した。
		P6.1.7-112	表 6.1.7-16 種子植物・シダ植物の重要な種と対象事業計画の重ね合わせ結果 (2/2) について、マヤラン合計個体数及び改変区域付近(合計)の個体数を「1」から「2」に変更した。 「ムヨウラン属の一種」を削除し、「ムヨウラン」、「ウスギムヨウラン」を追加した。
		P6.1.7-113	c) メヤブソテツの iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化に伴う生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (52/96))

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-113	c) メヤブソテツの iv) まとめ 1 行目の「本種への直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の多くが改変されることから、影響を受けると考えられる。」より「ことから、影響を受けると考えられる」を削除した。 2 行目に「に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失」を追加した。
		P6.1.7-114	d) ヌカイタチシダの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変に伴う生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) 直接改変以外 5 行目の「改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「改変区域付近の環境の変化に伴う生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文の「本種への直接改変及び直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。また、直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-115	e) コバノチョウセンエノキの iii) 直接改変以外 5 行目の「改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「改変区域付近の環境の変化に伴う生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文の「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の多くが改変されることから、影響を受けると考えられる。また、本種への直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）は想定されない。」を「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の多くが改変される。また、本種への直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (53/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-115	f)アカソの iii) 直接改変以外 5 行目の「改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「改変区域付近の環境の変化に伴う生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文の「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の多くが改変されることから、影響を受けると考えられる。また、本種への直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）は想定されない。」を「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の多くが改変される。また、本種への直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-116	g) ミヤマミズの iii) 直接改変以外 5 行目の「改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「改変区域付近の環境の変化に伴う生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文の「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の多くが改変されることから、影響を受けると考えられる。また、本種への直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）は想定されない。」を「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の多くが改変される。また、本種への直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）に伴う生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-117	i) ヤマイバラの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、対象事業の実施による直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、対象事業の実施による直接改変の影響による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ 1 行目～2 行目の「本種への直接改変は想定されない。また、直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）により」を「直接改変による生息地点及び生息個体の消失は想定されない。また、直接改変以外の影響（改変区域付近の環境の変化）に伴う生育環境の変化により」に変更した。
		P6.1.7-118	j) ラセンソウの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (54/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-118	k) シャクジョウソウの ii) 直接改変 4 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文の「本種への直接改変及び直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。また、直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-119	m) マメオダシの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
			n) カワミドロの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-120	p) ミゾコウジュの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-121	p) ミゾコウジュの iv) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 q) カワヂシャの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (55/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-123	q) カワデシヤの iv) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 s) オミナエシの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-124	t) キキョウの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 u) オケラの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 v) ノニガナの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (56/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-125	w) ツクシタンポポの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 x) スブタの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-126	z) サガミトリゲモの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 aa) イトトリゲモの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 ab) タチシオデの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-127	ab) タチシオデの iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (57/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-127	ab) タチシオデの iv) まとめ全文の「本種への直接改変及び直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「直接改変及び直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-129	ag) ユキモチソウの iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ 1 行目の「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の全てが改変されることから、影響を受けると考えられる。」を「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の全てが改変される。」に変更した。
		P6.1.7-130	ai) フサスゲの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-131	ai) フサスゲの iv) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
			aj) カツラガワスゲの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-132	aj) カツラガワスゲの iv) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-133	al) ナツエビネの iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (58/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-133	al) ナツエビネの iv) まとめ 1 行目の「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の全てが改変されることから、影響を受けると考えられる。」を「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の全てが改変される。」に変更した。 iv) まとめ 1 行目～3 行目の「また、本種への直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「本種への直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-134	am) キエビネの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文「本種への直接改変及び直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。また、直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 an) ギンランの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文の「本種への直接改変及び直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。また、直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (59/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-135	ao) キンランの iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ 1 行目～3 行目の「また、本種への直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「また、本種への直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ 5 行目の「～あっても、直接改変による影響を受ける可能性があると考えられる。」を「～あっても、直接改変により生育が維持されない可能性があると考えられる。」に変更した。
			ap) マヤランの i) 生育地点及び生育環境 2 行目の「(1 個体)」を「(2 個体)」に変更した。
		P6.1.7-136	1 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 ap) マヤランの iii) 直接改変以外 3 行目の「(1 個体)」を「(2 個体)」に変更した。 iv) まとめ 1 行目の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
			aq) クマガイソウの iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。
		P6.1.7-137	aq) クマガイソウの iv) まとめ 2 行目の「また、本種への直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「また、本種への直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 ar) ムヨウラン属の一種を削除した。 ar) ムヨウランの予測結果を追加した。
		P6.1.7-137 ～138	as) ウスギムヨウランの予測結果を追加した。
		P6.1.7-139	a) ジョウレンハウオウゴケの i) 生育地点及び生育環境 4 行目の「(調査結果 6.1.7-92 ページ)」を「(調査結果 6.1.7-93 ページ)」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (60/96)

該当箇所		相違の概要
6.1.7	6.1.7.3 予測の結果	P6.1.7-139 a) ジョウレンホウオウゴケの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文「本種への直接改変及び直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。また、直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 P6.1.7-142 b) ミズスギモドキの iii) 直接改変以外 5 行目の「このことから、改変区域付近の環境の変化による影響は想定されない。」を「このことから、改変区域付近の環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iv) まとめ全文「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の全てが改変されることから、影響を受けると考えられる。また、本種への直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)は想定されない。」を「直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の全てが改変される。また、直接改変以外の影響(改変区域付近の環境の変化)に伴う生育環境の変化による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 P6.1.7-143 d) イチョウウキゴケの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ全文の「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 P6.1.7-144 a) シヤジクモの ii) 直接改変 3 行目の「このことから、直接改変の影響は想定されない。」を「このことから、直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。 iii) まとめ全文「本種への直接改変の影響は想定されない。」を「直接改変による生育地点及び生育個体の消失は想定されない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(61/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-150	(1)環境保全措置の検討項目 1 行目～2 行目の「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響がない又は小さいと判断される場合以外に行った。」を削除した。 6 行目の「～クマガイソウ及び、ムヨウラン属の一種の 19 種」を「～クマガイソウ、ムヨウラン及びウスギムヨウランの 20 種」に変更した。 8 行目の「そのほかの種子植物・シダ植物の 25 種、蘚苔類の 2 種、藻類の 1 種、高等菌類の 4 種については、環境影響は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目としなかった。」を削除した。 11 行目の「植物について、環境保全措置を検討する項目を表 6.1.7-20(1)～(4)に示す。」を「植物の重要な種について、植物への環境影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.7-20(1)～(4)に示すとおり、専門家の指導、助言を踏まえ検討した。」に変更した。
		P6.1.7-151	表 6.1.7-20(1) 環境保全措置の検討項目(種子植物・シダ植物)について、本文の変更内容にあわせて変更した。 注釈「○：環境影響が小さいと判断される場合以外に該当するため、環境保全措置の検討を行う。」を「○：環境保全措置の検討を行う。」に変更した。「－：影響が小さいと判断されるため、環境保全措置の検討を行わない。」を「－：環境保全措置の検討を行わない。」に変更した。
		P6.1.7-155	(3)土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 「1)環境保全措置の検討結果の検証及び整理」を「1)環境保全措置の検討」に変更した。
		P6.1.7-155～156	1)環境保全措置の検討の文章をすべて、「植物の重要な種への影響に対して、環境保全措置として期待できる「植物の移植」、「植物の挿し木、播種」、「植物の継続的な監視」など複数案を比較検討した。比較検討を行った環境保全措置の内容を表 6.1.7-21 に示す。比較検討を行ったところ、植物の重要な種の保全の効果が最も期待できる「植物の移植」、「植物の挿し木、播種」、「植物の継続的な監視」を環境保全措置とする。実施することとした環境保全措置は、対象とする重要な種の影響の程度や生態特性等に応じて個別に効果が異なると考えられることから、種ごとに検討した。種ごとの環境保全措置の検討を表 6.1.7-22(1)～(19)に示す。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (62/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-155	1) 環境保全措置の検討に「表 6.1.7-21 植物の土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討内容」を追加した。
		P6.1.7-157～170	「表 6.1.7-22(1)～(19) 土地又は工作物の存在及び供用における種ごとの環境保全措置の検討」を追加した。
		P6.1.7-171	2) 検討結果の検証、3) 検討結果の整理を追加した。
		P6.1.7-172～190	表 6.1.7-23(1)～(19)の「検証の結果」を「検討の結果」に変更した。
		P6.1.7-172～190	表 6.1.7-23(1)～(19)の「検討の結果」より、評価に類する文章を削除した。
		P6.1.7-172	表 6.1.7-23(1)について、環境保全措置の効果の不確実性の程度の a-1 案及び a-2 案に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a-1 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。a-2 案については、実施することにより、直接改変により消失したヒメウラジロの生育環境が新たに整備され、さらに、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できるが、実施方法について十分な検討が必要と考えられることから、移植先の選定において、生育環境として適する日当たりの良い岩が不足する場合にのみ実施する。」に変更した。
		P6.1.7-173	表 6.1.7-23(2)について、環境保全措置案を「移植先となる落葉広葉樹林を選定し、直接改変の影響を受ける個体を移植する。」に変更した。 環境保全措置案の「a-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(63/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-174	表 6.1.7-23(3)について、環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する」、「b. 生育個体から押し穂を採取し、生育適地に挿し木する。又は種子を採取し、生育適地に播種する。」を削除した。環境保全措置案の「a-2」及び「b-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a」案に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を、「b」案に「専門家より播種は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。b 案については、挿し木及び播種を実施することにより個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。」に変更した。 検討の結果の「a-1 案については、直接改変による」を「a 案については、実施することにより直接改変による」に、「b-1 案については、挿し木及び播種により」を「b 案については、挿し木及び播種を実施することにより」に変更した。また、「a-2 案及び b-2 案については、本種の生育環境となる規模の落葉広葉樹林を整備することに、長期間を要すると考えられるため実施しない。」、「以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で、コバノチョウセンエノキへの影響はできる限り低減されるものと考える。」を削除した。
		P6.1.7-175	表 6.1.7-23(4)について、環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する」、「b. 生育個体から種子を採取し、生育適地に播種する。」を削除した。環境保全措置案の「a-2」及び「b-2」の列を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (64/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-175	表 6.1.7-23(4)について、環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a」に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を、「b」に「専門家より播種は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより、直接改変の影響を受ける個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。b 案については、播種を実施することにより個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。a 案及び b 案のいずれも、移植個体及び播種個体の生育には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。」に変更した。 注釈を削除した。
		P6.1.7-176	表 6.1.7-23(5)について、環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a-1」、「a-2」案に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性を小さくすることができると考えられる。」を、「b-1」及び「b-2」案に「専門家より播種は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性を小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a-1 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。b-1 案については、播種を実施することにより、個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。a-2 案及び b-2 案については、実施することにより、直接改変により消失したスズサイコの生育環境が新たに整備され、さらに、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できるが、実施方法について十分な検討が必要と考えられることから、移植先及び播種を実施する場所の選定において、生育環境として適する草地が不足する場合にのみ実施する。さらに、a 案及び b 案のいずれも、移植個体及び播種個体の生育には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (65/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-177	表 6.1.7-23(6)について、環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a-1」、「a-2」案に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性を小さくすることができる」と考えられる。」を、「b-1」及び「b-2」案に「専門家より播種は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性を小さくすることができる」と考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a-1 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。 b-1 案については、播種を実施することにより個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。a-1 案及び b-1 案のいずれも、移植個体及び播種個体の生育には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。a-2 案及び b-2 案については、実施することにより、直接改変により消失したコシロネの生育環境が新たに整備され、さらに、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できるが、実施方法について十分な検討が必要と考えられることから、移植先及び播種を実施する場所の選定において、生育環境として適する湿地が不足する場合にのみ実施する。」に変更した。
		P6.1.7-178	表 6.1.7-23(7)について、環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する」、「b. 生育個体から押し穂を採取し、生育適地に挿し木する。又は種子を採取し、生育適地に播種する。」を削除した。 環境保全措置案の「a-2」及び「b-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a」に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができる」と考えられる。」を、「b」に「専門家より播種は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができる」と考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。b 案については、挿し木及び播種を実施することにより、個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。」に変更した。 注釈を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (66/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-179	表 6.1.7-23(8)について、環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a-1」、「a-2」に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検証の結果を「a-1 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。a-2 案については、実施することにより、直接改変により消失したフトヒルムシロの生育環境が新たに整備され、さらに、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できるが、実施方法について十分な検討が必要と考えられることから、移植先の選定において、生育環境として適する溜池が不足する場合にのみ実施する。」に変更した。
		P6.1.7-180	表 6.1.7-23(9)について、環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a-1」案及び「a-2」案に「専門家より播種は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検証の結果を「a-1 案については、播種を実施することにより、個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。しかし、播種個体の生育には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。a-2 案については、実施することにより、直接改変により消失したホシクサの生育環境が新たに整備され、さらに、直接改変による個体の消失が低減される効果が期待できるが、実施方法について十分な検討が必要と考えられることから、播種を実施する場所の選定において、生育環境として適する湿地が不足する場合にのみ実施する。」に変更した。
		P6.1.7-181	表 6.1.7-23(10)について、環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する」、「b. 生育個体から種子を採取し、生育適地に播種する。」を削除した。 「a-2」及び「b-2」の列を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (67/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-181	表 6.1.7-23(10) 環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a」に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を、「b」に「専門家より播種は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。b 案については、播種を実施することにより、個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。a 案及び b 案のいずれも、移植個体及び播種個体の生育には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。」に変更した。 注釈を削除した。
		P6.1.7-182	表 6.1.7-23(11) 環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する」を削除した。 「a-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検証の結果を「実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (68/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-183	表 6.1.7-23(12) 環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する」、「b. 生育個体から種子を採取し、生育適地に挿し木する。」を削除した。 「a-2」及び「b-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a」に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を、「b」に「専門家より播種は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。b 案については、播種を実施することにより個体の保全を図るものであり、その効果が期待できる。」に変更した。 注釈を削除した。
		P6.1.7-184	表 6.1.7-23(13) 環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する。」を削除し、「a-1」を「a」に変更した。 「a-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。」に変更した。 注釈を削除した。
		P6.1.7-185	表 6.1.7-23(14) 環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する」、「b. 生育個体から種子を採取し、生育適地に播種する。」を削除した。 環境保全措置案の「a-2」、「b-1」及び「b-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a」に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。しかし、移植個体の生育には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (69/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-186	表 6.1.7-23 (15) について、環境保全措置の効果の不確実性の程度に「専門家の指導及び助言を受けることにより、不確実性を小さくすることができると考えられる。」を追加した。 環境保全措置実施の課題の「生育個体の損傷」の後に「、生育環境の変化」を追加した。 検証の結果を「影響が生じる可能性がある個体を継続的に監視することにより、影響を未然に防ぐことや影響が生じた場合に速やかに、追加の環境保全措置等の対応ができる等の効果が考えられる。」に変更した。
		P6.1.7-187	表 6.1.7-23 (16) 環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する。」を削除し、「a-1」を「a」に変更した。 「a-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。」に変更した。 注釈を削除した。
		P6.1.7-188	表 6.1.7-23 (17) の項目の「ムヨウラン属の一種」を「ムヨウラン、ウスギムヨウラン」に変更した。 環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する。」を削除し、「a-1」を「a」に変更した。 「a-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度に「専門家より移植は可能であるとの指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。しかし、移植個体の生育には不確実性を伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。b 案については、影響が生じる可能性がある個体を継続的に監視することにより、影響を未然に防ぐことや影響が生じた場合に速やかに、追加の環境保全措置等の対応ができる等の効果が考えられる。」に変更した。 注釈を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (70/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.4 環境保全措置の検討	P6.1.7-189	表 6.1.7-23(18) 環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する。」、「a-1」を削除した。 「a-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度に「専門家の指導を受けており、指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 「検討の結果」「実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。しかし、移植個体の生育には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。」に変更した。
		P6.1.7-190	表 6.1.7-23(19)について、環境保全措置案の「a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する。」を削除し、「a-1」を「a」に変更した。 「a-2」の列を削除した。 環境保全措置の効果の不確実性の程度の「a」及び「b」に「専門家の指導及び助言を受けることにより、不確実性をより小さくすることができると考えられる。」を追加した。 検討の結果を「a 案については、実施することにより、直接改変による個体の消失が低減する効果が期待できる。しかし、移植個体の生育には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、その結果によっては、追加の保全措置を実施する等の順応的管理を行う。b 案については、影響が生じる可能性がある個体を継続的に監視することにより、影響を未然に防ぐことや影響が生じた場合に速やかに、追加の環境保全措置等の対応ができる等の効果が考えられる。」に変更した。
		P6.1.7-191	「(4) 環境保全措置の検討結果」を削除した。
		P6.1.7-191～196	「表 6.1.7-23 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 (1/6)～(6/6)」を削除した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (71/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.7	6.1.7.5 事後調査	P6.1.7-191	1 行目の「事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じる場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合又は工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容を詳細なものにする必要があると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う。なお、園芸栽培情報又は移植実績があり、移植手法が確立していると考えられるヒメウラジロ、メヤブソテツ、コバノチョウセンエノキ、ゴマギ、フトヒルムシロ、ユキモチソウ、ウラシマソウ、ナツエビネ、クマガイソウの 9 種は、効果に係る知見が十分であると判断し、事後調査は実施しない。マヤランについては、監視を実施し、影響が確認された場合に移植等の保全措置を実施することから、事後調査は実施しない。」を削除した。 表 6.1.7-24 事後調査の項目及び手法等について、項目の「ムヨウラン属の一種」を「ムヨウラン、ウスギムヨウラン、」に変更した。
	6.1.7.6 評価の結果	P6.1.7-191	(2)評価の結果の 1 行目「その結果」の後ろに「を踏まえ」を追加した。 4 行目以降「キンラン、クマガイソウ及びムヨウラン属の一種の 18 種、蘚苔類のうちミズスギモドキ及びカビゴケ 2 種について影響があると予測され、また、マヤランについては影響を受ける可能性がある」と予測されるため、環境保全措置を行った。その結果、移植等による環境保全措置を実施し、さらに一部の種については事後調査を実施することとした。これにより、植物の重要な種に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると判断する。」を「キンラン、マヤラン、クマガイソウ、ムヨウラン、ウスギムヨウラン、ミズスギモドキ及びカビゴケ 22 種について、環境保全措置を行い、植物への影響を低減することとした。これにより、植物に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると判断する。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(72/96)

該当箇所		相違の概要
引用・参考文献	P6.1.7-193	引用・参考文献に「36) “環境省報道発表資料 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 ii のレッドリストの見直しについて” (環境省 平成 19 年 8 月)」、「37) “日本産ムヨウラン属の検討 A Taxonomic Re vi ew of the Japanese Lecanorchis (Orchidaceae)” 筑波実験植物園研究報告 第 9 号 (橋本保 平成 2 年 12 月 国立科学博物館筑波実験植物園)」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (73/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.8	6.1.8.3 調査結果の概要	P6.1.8-6	(1) 上位性 (1-1) 陸域 23 行目～26 行目に、「なお、平成 19 年に新たに確認されたクマタカのつがいについても、行動圏が対象事業実施区域及びその周辺の区域と重ならないことを確認しており、対象事業実施区域及びその周辺の区域への依存度が低いことから、上位性の注目種とすることは適切でない」と判断した。」を追加した。
		P6.1.8-7	表 6.1.8-2 上位性 (陸域) の注目種の選定について、クマタカの選定結果の「約 1,800 回」を「約 2,400 回」に変更した。
		P6.1.8-14	①オオタカの b) 生息状況及び繁殖状況 9 行目～17 行目に、「なお、既往知見では農耕地等の開けた環境も本種の採餌環境とされており、現地調査でも狩りに関連する行動が確認されたものの、その利用頻度は樹林環境と比較すると低くなっていた。具体的には、調査地域を 50m 区画のメッシュに区分して狩りに関連する行動の確認位置を整理した結果、1,999 メッシュで狩りに関連する行動が確認されていたが、スギ・ヒノキ植林で約 49%(988 メッシュ)、常緑広葉樹林で約 10%(202 メッシュ)及び落葉広葉樹林で約 11%(223 メッシュ)となっており、これらの樹林環境における狩りに関連する行動の確認割合が約 71%(1,413 メッシュ)と高くなっていた。これに対し、開けた環境である草地、放棄耕作地、水田及び畑地では約 7%(132 メッシュ)の確認となっていた。」に追加した。
		P6.1.8-20	②サシバの b) 生息状況及び繁殖状況 8 行目～17 行目に、「なお、既往知見では農耕地等の開けた環境も本種の採餌環境とされており、現地調査でも狩りに関連する行動が確認されたものの、その利用頻度は樹林環境と比較すると低くなっていた。具体的には、調査地域を 50m 区画のメッシュに区分して狩りに関連する行動の確認位置を整理した結果、422 メッシュで狩りに関連する行動が確認されていたが、アカマツ林で約 20%(86 メッシュ)、スギ・ヒノキ植林で約 45%(190 メッシュ)及び落葉広葉樹林で約 16%(67 メッシュ)となっており、これらの樹林環境における狩りに関連する行動の確認割合が約 81%(343 メッシュ)と高くなっていた。これに対し、開けた環境である草地、水田及び畑地 (放棄耕作地では狩りに関連する行動は未確認) では約 6%(27 メッシュ)の確認となっていた。」に追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (74/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.8	6.1.8.3 調査結果の概要	P6.1.8-54	「類型区分の検証について」を追加した。
		P6.1.8-76	図 6.1.8-32 肱川及び河辺川の河川域における代表的な動物分布模式図について、カワガラスの分布範囲を変更した。
	6.1.8.4 予測の結果	P6.1.8-86	①オオタカの予測結果【工事の実施】の a) 直接改変 ii) 0-B つがい 1 行目～2 行目の「改変はなく、対象事業による直接改変の影響は想定されない」を「改変はない」に変更した。
		P6.1.8-87	①オオタカの予測結果【工事の実施】の b) 直接改変以外 ii) 0-B つがい 1 行目～2 行目の「離れていることから、対象事業による直接改変以外の影響は想定されない」を「離れている」に変更した。 c) まとめの 3～4 行目の「維持されると予測される。」を「維持されると考えられる。」に変更した。 5 行目～6 行目の「離れていることから、対象事業による影響は想定されない」を「離れている」に変更した。
		P6.1.8-88	①オオタカの予測結果【土地又は工作物の存在及び供用】の a) 直接改変 ii) 0-B つがい 1 行目の「改変はなく、対象事業による直接改変の影響は想定されない」を「改変はない」に変更した。 c) まとめの 3 行目の「維持されると予測される。」を「維持されると考えられる。」に変更した。 5 行目～6 行目の「改変はなく、対象事業による影響は想定されない」を「改変はない」に変更した。
		P6.1.8-89	②サシバの予測結果【工事の実施】の a) 直接改変 iv) その他のつがい 1 行目の「改変はなく、対象事業による直接改変の影響は想定されない」を「改変はない」に変更した。
		P6.1.8-91	②サシバの予測結果【工事の実施】の b) 直接改変以外 iv) その他のつがい 1 行目～2 行目の「離れていることから、対象事業による直接改変以外の影響は想定されない」を「離れている」に変更した。 c) まとめの 4 行目の「維持されると予測される。」を「維持されると考えられる。」に変更した。 7 行目～8 行目の「生息環境の影響の変化は小さく、つがいは生息し繁殖活動は維持されると予測される。」を「生息環境の変化は小さく、つがいは生息し繁殖活動は維持されると考えられる。」に変更した。 9 行目の「離れていることから、対象事業による影響は想定されない」を「離れている」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (75/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.8	6.1.8.4 予測の結果	P6.1.8-92	②サシバの予測結果【土地又は工作物の存在及び供用】の a) 直接改変 iv) その他のつがい 1 行目の「改変はなく、対象事業による直接改変の影響は想定されない」を「改変はない」に変更した。
		P6.1.8-93	②サシバの予測結果【土地又は工作物の存在及び供用】の b) まとめ 6～7 行目の「生息環境の影響の変化は小さく、つがいは生息し繁殖活動は維持されると予測される。」を「生息環境の変化は小さく、つがいは生息し繁殖活動は維持されると考えられる。」に変更した。
		P6.1.8-93	c) まとめ 8 行目の「改変はなく、対象事業による影響は想定されない」を「改変はない」に変更した。
		P6.1.8-94	3) 上位性（陸域）のまとめ 4 行目～5 行目の「生態系も維持されると予測される。」を「生態系は維持されると考えられる。」に変更した。
		P6.1.8-98	a) Y-A つがい 1 行目の「改変はなく、対象事業による直接改変による影響は想定されない」を「改変はない」に変更した。
		P6.1.8-100	i) Y-A、Y-B つがいの 5 行目～6 行目の「河川域の生物に及ぼす影響は小さく、本種の餌となる魚類等の生息は維持されると予測される。」を「河川域の生物に及ぼす変化は小さく、本種の餌となる魚類等の生息は維持されると考えられる。」に変更した。
			8 行目の「水質（土砂による水の濁り）が変化することによる影響」を「水質（土砂による水の濁り）が変化することによる生息環境の変化」に変更した。
			11 行目の「捕獲行動に影響しない」を「捕獲行動は変化しない」に変更した。
		P6.1.8-101	b) 建設機械の稼働等による生息環境の変化 i) Y-A つがい 2 行目の「生息環境の変化による影響は想定されない」を「生息環境の変化は想定されない」に変更した。
			③まとめ 3～4 行目の「繁殖活動は維持されると予測される。」を「繁殖活動は維持されると考えられる。」に変更した。
			3～4 行目の「予測される」を「考えられる」に変更した。
			①直接改変 a) Y-A つがい 1 行目の「改変はなく、対象事業による直接改変の影響は想定されない」を「改変はない」に変更した。
			i) Y-A つがい、Y-B つがい 6 行目の「河川域の生物に及ぼす影響」を「河川域の生物に及ぼす変化」に変更した。
			9 行目の「水質（土砂による水の濁り）が変化することによる影響」を「水質（土砂による水の濁り）が変化することによる生息環境の変化」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (76/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.8	6.1.8.4 予測の結果	P6.1.8-102	3 行目の「捕獲行動に影響しない」を「捕獲行動は変化しない」に変更した。 b) ダム下流への土砂供給の変化による生息環境の変化 i) Y-A つがい、Y-B つがい 6 行目の「維持されると予測される」を「維持されると考えられる」に変更した。
		P6.1.8-103	③まとめ 4～5 行目及び 11 行目、3) 上位性（河川域）のまとめ 4 行目の「維持されると予測される」を「維持されると考えられる」に変更した。
		P6.1.8-106	8 行目の「これらの哺乳類の移動に対する影響は小さく」を「これらの哺乳類の移動は維持され」に変更した。 12 行目の「生息・生育する生物群集への影響は小さく」を「生息・生育する生物群集は維持され」に変更した。
			3) 典型性（陸域）のまとめ 4 行目「予測された」を「考えられた」に変更した。 5 行目の「予測される」を「考えられる」に変更した。
		P6.1.8-110	15 行目の「消失、縮小、分断の影響を受ける区間はない。」を「消失、縮小、分断される区間はない。」に変更した。
		P6.1.8-111	i) 川幅が狭く小落差の多い溪流的な河川及びそこに生息・生育する生物群集により表現される典型性 4 行目「このことから、生息・生育する生物群集への影響は小さいと考えられる。」を削除した。
			ii) 山間部を流れる河辺川及びそこに生息・生育する生物群集により表現される典型性 4～5 行目の「新たな分断の影響は生じないと予測される。」を「新たな生息環境の分断は生じないと考えられる。」に変更した。 10 行目の「このことから、生息・生育する生物群集への影響は小さいと考えられる。」を削除した。
			iii) ゆるやかに蛇行しながら流れる川幅の広い肱川及びそこに生息・生育する生物群集により表現される典型性 2～3 行目の「残存すると予測される。このことから、生息・生育環境及び生息・生育する生物群集への影響は想定されない。」を「残存すると考えられる。」に変更した。
		P6.1.8-113	a) 流況の変化 2 行目に、「ダムの供用に伴い、下流の流況が変化することにより、河道内の冠水頻度が変化し、河川植生が変化することが想定される。」を追加した。
		P6.1.8-119	ア) 河辺川 1.4km 地点における水位の変化と植生への影響 9 行目の「冠水の影響」を「冠水頻度」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (77/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.8	6.1.8.4 予測の結果	P6.1.8-120	イ) 肱川 41.2km 地点における水位の変化と植生への影響 9 行目の「冠水の影響」を「冠水の頻度」に変更した。 13 行目の「冠水による影響を受けない。」を「冠水を受けていない。」に変更した。
		P6.1.8-121	ウ) 肱川 38.0km 地点における水位の変化と植生への影響 9 行目の「ヤナギタデ等に対する冠水の影響は」を「ヤナギタデ等に対する冠水は」に変更した。 12～13 行目の「ほとんど冠水の影響を受けていないことから、」を「ほとんど冠水を受けていないことから」に変更した。
		P6.1.8-123	ア) 予測の基本的な考え方 1 行目の「下流河川への土砂供給の変化することが想定されるため」を「下流河川への土砂供給の変化し、魚類等の生息環境が変化することが想定されるため」に変更した。
		P6.1.8-131	22 行目の「維持されると予測される」を「維持されると考えられる」に変更した。
		P6.1.8-133	24～25 行目の「維持されると予測される」を「維持されると考えられる」に変更した。
		P6.1.8-135	b) 水質の変化 1 行目～2 行目に「工事の実施に伴うダム下流河川の水の濁りの変化及びダムの供用に伴うダム下流河川の水質の変化により、河川域の生息・生育環境が変化することが想定される。」を追加した。
		P6.1.8-140	a) 山鳥坂ダム貯水池の出現 2 行目に「山鳥坂ダム建設事業により、新たな環境として貯水池が出現し、鳥類（水鳥）、魚類の生息環境となるとともに、貯水池の運用による水位変動域が生じ、植物の生育環境が変化することが想定される。」と追加した。 「写真 6.1.8-7 鹿野川ダム貯水池」を追加した。
		P6.1.8-142	2 行目に、「（一部浸水では 180 日程度）」を追加した。 8～9 行目の「樹林が新たに形成されると予測される。」を「樹林が新たに形成されると考えられる。」に変更した。 12 行目の「枯死するには至らないと予測される。」を「枯死するには至らないと考えられる。」に変更した。 13 行目の「裸地が出現すると予測される。」を「裸地が出現すると考えられる。」に変更した。 19～20 行目の「樹木は残置する計画としている。」を「樹木は残置する予定である。」に変更する。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (78/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.8	6.1.8.4 予測の結果	P6.1.8-145	ii) 鳥類 5 行目に「写真 6.1.8-8 に示すとおり、」を追加した。また、「写真 6.1.8-8 鹿野川ダム貯水池に飛来するオシドリ」を追加した。 8～9 行目の「生息する可能性が高いと予測される。また、オシドリ等の冬鳥の越冬地となる可能性が高いと予測される。」を「生息する可能性が高いと考えられる。また、オシドリ等の冬鳥の越冬地となる可能性が高いと考えられる。」に変更した。
		P6.1.8-149	b) 山鳥坂ダム貯水池上流端部の堆砂 2 行目に、「ダムの供用に伴い、貯水池上流端部では、上流からの土砂供給により堆砂が進み、水位変動による攪乱が多い場所には自然裸地が形成され、攪乱が少ない場所には植物が進入することが想定される。」を追加した。 表 6.1.8-62 山鳥坂ダム貯水池上流端部の堆砂による典型性（河川域）の予測の手法について、予測の基本的な手法の「貯水池上流端部では、上流からの土砂供給により堆砂が進み、地盤高等の変化により新たな生物の生息・生育環境が出現することが予測される。」を削除した。 6 行目～7 行目の「貯水池上流端部では、上流からの土砂供給により貯水池内に堆砂が進み、新たな生息・生育環境が出現すると予測される。このため、貯水池上流端部に堆積する土砂の堆砂形状を推定し、影響を予測した。」を「貯水池上流端部に堆積する土砂の堆砂形状を推定するための」に変更した。
		P6.1.8-150	3～4 行目の「船戸川流入部は河床勾配が緩く流速が遅くなりため、」を「鹿野川ダム貯水池においては、常時満水位より水位が低いことが多いことから、」に変更した。
		P6.1.8-152	①「川幅が狭く小落差の多い溪流的な河川（典型性）」4 行目の「ことから、直接改変による影響は小さいと予測される。」及び 11 行目の「対象事業の実施による影響は小さく、」を削除した。また、6 行目の「予測される。」を「考えられる。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (79/96)

該当箇所		相違の概要
6.1.8	6.1.8.4 予測の結果	P6.1.8-152 ②「山間部を流れる河辺川（典型性）」7 行目の「新たな分断の影響」を「新たな分断」に変更した。 9 行目の「直接改変以外の影響が想定される。」を「直接改変以外の影響に伴う生息・生育環境の変化が想定される。」に変更した。 20 行目～21 行目の「対象事業の実施による影響は小さく、「山間部を流れる河辺川及びそこに生息・生育する生物群集により表現される典型性」は維持されると予測される。」を「「山間部を流れる河辺川及びそこに生息・生育する生物群集により表現される典型性」は維持され则认为られる。」に変更した。
		P6.1.8-153 1 行目の「環境の出現に伴う生影響が想定される。」を「環境の出現に伴う生息・生育環境の変化が想定される。」に変更した。
		P6.1.8-153 ③「ゆるやかに蛇行しながら流れる川幅の広い肱川（典型性）」14 行目～16 行目の「対象事業の実施による影響は小さく、「ゆるやかに蛇行しながら流れる川幅の広い肱川及びそこに生息・生育する生物群集により表現される典型性」は維持されると予測される。」を、「「ゆるやかに蛇行しながら流れる川幅の広い肱川及びそこに生息・生育する生物群集により表現される典型性」は維持され则认为られる。」に変更した。 19 行目の「予測された」を「考えられた」、21 行目の「予測される」を「予測された」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (80/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.8	6.1.8.5 環境保全措置の検討	P6.1.8-154	(1) 環境保全措置の検討項目 1 行目の「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響が小さいと判断される場合以外に行う。生態系について、予測結果の概要と環境保全措置を検討する項目を表 6.1.8-64 に示す。」を「生態系について、生態系への環境影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.8-64 に示すとおり、専門家の指導、助言を踏まえ検討した。」に変更した。 また、5 行目の下の「上位性（陸域）では、注目種であるオオタカ、サシバの生息は維持されると予測されることから、環境保全措置の検討を行う項目としない。上位性（河川域）では、注目種であるヤマセミの生息は維持されると予測されることから、環境保全措置の検討を行う項目としない。典型性（陸域）では、「広葉樹林、アカマツ林及び水田をパッチ状に含むスギ・ヒノキ植林（典型性）」は維持されると予測されることから、環境保全措置の検討を行なう項目としない。典型性（河川域）では、河川域の一部が改変され、新たに貯水池が出現するが、「川幅が狭く小落差の多い溪流的な河川（典型性）」、「山間部を流れる河辺川（典型性）」及び「ゆるやかに蛇行しながら流れる川幅の広い肱川（典型性）」は維持されると予測されることから、環境保全措置の検討を行なう項目としない。」を削除した。
		P6.1.8-155	表 6.1.8-64 環境保全措置の検討項目 (1/2) について、上位性陸域、上位性河川域、典型性陸域の予測結果の概要の「予測される。」を「考えられる。」に変更した。
		P6.1.8-155～156	表 6.1.8-64 環境保全措置の検討項目について、凡例の注釈を変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (81/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.8	6.1.8.5 環境保全措置の検討	P6.1.8-156	表 6.1.8-64 環境保全措置の検討項目 (2/2) について、典型性河川域の予測結果の概要の「対象事業の実施による影響は小さく、」を削除した。また、「予測される。」を「考えられる。」に変更した。
	6.1.8.7 事後調査	P6.1.8-158	6.1.8.7 事後調査 1 行目の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じる場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合又は工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容を詳細なものにする必要があると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事後調査を実施する。」を削除した。
	6.1.8.8 評価の結果	P6.1.8-158	(2) 評価の結果 3 行目の「ことから、影響は小さいと予測された」を削除した。 5 行目の「環境保全に関する教育・周知等により、」を「環境保全に関する教育・周知等を行い、地域を特徴づける生態系への影響を低減することとした。これにより、」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (82/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.9	6.1.9.3 予測の結果	P6.1.9-13	①主要な眺望点 2 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない。」を「改変はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.9-15	写真 6.1.9-2(2) 神南山からの供用後の眺望景観の状況について、建設発生土処理場の跡地のフォトモンタージュの色を白から茶系に変更した。
		P6.1.9-16	5 行目の「点状にのみ認識することができ、眺望景観の変化は小さいと予測され、影響は小さいと考えられる。」を「点状に認識することができる。」に変更した。
	6.1.9.4 環境保全措置の検討	P6.1.9-17	(1)環境保全措置の検討項目 主要な眺望景観について、環境保全措置の検討を行う項目はないとしていた記述を削除し、影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するために環境保全措置の検討を行うこととした。 「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、影響がない又は小さいと判断される場合以外に行う。表 6.1.9-6 に示すとおり、予測の結果から、主要な眺望点及び主要な眺望景観については、土地又は工作物の存在及び供用において影響はない又は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目はない。」を「景観について、土地又は工作物の存在及び供用に伴う景観への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.9-6 に示すとおり、検討した。」に変更した。 表 6.1.9-6 環境保全措置の検討項目について、予測結果の概要の「改変される主要な眺望点の対象事業実施区域及びその周辺には存在しないことから、影響はないと考えられる。」を「改変される主要な眺望点はないと予測される。」に変更した。 「建設発生土処理場の跡地による四国山地を望む眺望景観の変化は小さいと予測され、影響は小さいと考えられる。」を「神南山から四国山地を望む主要な眺望景観において、建設発生土処理場跡地が点状に認識されると予測される。」に変更した。 「(2)土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討 1)環境保全措置の検討」及び「2) 検討結果の検証」及び「3) 検討結果の整理」を追加した。
			「6.1.9.5 事後調査」を追加した。
	6.1.9.5 事後調査	P6.1.9-18	

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (83/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.9	6.1.9.6 評価の結果	P6.1.9-18～19	(2) 評価の結果 4 行目及びの「その結果、主要な眺望点に係る影響はなく、また、主要な眺望景観に係る環境影響は小さいと予測され、」を「予測結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行い、主要な眺望景観の変化を低減することとした。これにより、」に変更した。
6.1.10	6.1.10.3 予測の結果	P6.1.10-26	a) 丸山公園・茶堂ルート i) 改変の程度 2～3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない」を「改変はないと予測される。」に変更した。 ア) 利用面積の変化 2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-30	あ) 丸山公園展望台 3 行目～4 行目の「花の観賞活動への影響は小さい」を「花の観賞活動は維持される」に変更した。
		P6.1.10-31	い) 茶堂ルート (丸山公園西側の市道上) 1 行目～2 行目の「丸山公園と鹿野川園地の間の市道上からの風景が付替道路により変化する。」を「丸山公園と鹿野川園地の間、約 500m にわたる区間の市道上からの風景が、谷間にかかる付替道路の橋梁により変化すると予測される。」に変更した。 3 行目以降を削除した。
		P6.1.10-32	う) 茶堂ルート (予子林地区の市道上) 3 行目～4 行目の「市道上を歩く区間であることから、森林浴や散策活動への影響は小さいと予測される」を「市道上を歩く区間であることから、この区間以外での森林浴や散策活動は維持されると予測される」に変更した。
		P6.1.10-33	え) 茶堂ルート (林道上) 4 行目の「森林浴や散策活動への影響は小さいと予測される」を「森林浴や散策活動は維持されると予測される」に変更した。
		P6.1.10-34	イ) 騒音の変化 4～5 行目の「騒音は減衰し、人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される。」を「騒音は減衰すると予測される。」に変更した。 6～9 行目の「茶堂ルートは対象事業実施区域内において影響要因 (建設発生土処理場) の近傍を通過する区間がある。茶堂ルートは森林浴のルートとして利用されているが、この区間は森林から外れ、市道上を歩く区間であることから、森林浴への影響は小さいと予測される。その他の区間の近傍で工事は行われないため、騒音の変化を生じる要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「茶堂ルートは対象事業実施区域内において影響要因 (建設発生土処理場) の近傍を通過する区間がある。この区間は森林から外れ、市道上を歩く区間であり、その他の区間の近傍で工事は行われないことから、この区間以外での森林浴や散策活動は維持されると予測される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (84/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.10	6.1.10.3 予測の結果	P6.1.10-34	a) 丸山公園・茶堂ルート of ウ) 照明の変化 3～4 行目の「影響を受ける活動は確認されなかったことから、影響は想定されない。」を「影響を受ける活動は確認されなかった。」に変更した。 エ) 水質の変化 1～2 行目の「水質の変化による影響は想定されない」を「活動の内容と水質の変化との間に関連は想定されない。」に変更した。 b) 鹿野川園地の i) 改変の程度 2～3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない。」を「改変はないと予測される」に変更した。 ア) 利用面積の変化 1～2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される」に変更した。
		P6.1.10-36	ア) 近傍の風景の変化 2～3 行目の「近傍の風景の変化は小さく、人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される。」を「近傍の風景の変化は小さいと予測される。」に変更した。 イ) 騒音の変化 1～2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。 ウ) 照明の変化 1～2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。 エ) 水質の変化 1～2 行目の「水質の変化による影響は想定されない」を「活動の内容と水質の変化との間に関連は想定されない。」に変更した。 i) 改変の程度 2～3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない」を「改変はないと予測される」に変更した。 ア) 利用面積の変化 1～2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-38	ア) 近傍の風景の変化 3 行目の「変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「変化はないと予測される。」に変更した。 イ) 騒音の変化 3 行目の「騒音は減衰し、人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される。」を「騒音は減衰すると予測される。」に変更した。 ウ) 照明の変化 2～3 行目の「影響を受ける活動は確認されなかったことから、影響は想定されない。」を「影響を受ける活動は確認されなかった。」に変更した。 エ) 水質の変化 2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (85/96)

該当箇所		相違の概要	
6.1.10	6.1.10.3 予測の結果	P6.1.10-38 (続き)	i) 改変の程度 3～4 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない」を「改変はないと予測される」に変更した。 ア) 利用面積の変化 1～2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-40	ア) 近傍の風景の変化 2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。 イ) 騒音の変化 2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。 ウ) 照明の変化 2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-41	4 行目の「人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される」を「人と自然との触れ合いの活動は維持されると予測される。」に変更した。
			i) 改変の程度 3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない」を「改変はないと予測される」に変更した。 ア) 利用面積の変化 2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-43	ア) 近傍の風景の変化 2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。 イ) 騒音の変化 2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。 ウ) 照明の変化 2 行目の「要因はないと予測され、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。 エ) 水質の変化 4～5 行目の「人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される。」を「人と自然との触れ合いの活動は維持されると予測される。」に変更した。
		P6.1.10-44	i) 改変の程度 3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない」を「改変はないと予測される」に変更した。 ア) 利用面積の変化 2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (86/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.10	6.1.10.3 予測の結果	P6.1.10-46 ～47	ア) 近傍の風景の変化 4 行目の「影響は小さいと予測される。」を「丸山公園では、付替道路の橋梁がシャクナゲの植えられた谷とは反対側の方向の樹木越しに見え、花の鑑賞活動は維持されると予測される。茶堂ルートでは、丸山公園と鹿野川園地の間、約 500m にわたる区間の市道上からの風景が、谷間にかかる付替道路の橋梁により変化すると予測される。」に変更した。 イ) 水位の変化 1～2 行目の「水位の変化による影響は想定されない」を「活動の内容と水位の変化の間に関連は想定されない」に変更した。
		P6.1.10-47	ウ) 水質の変化 1～2 行目の「水質の変化による影響は想定されない」を「活動の内容と水質の変化の間に関連は想定されない」に変更した。 i) 改変の程度 3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない。」を「改変はないと予測される。」に変更した。 ア) 利用面積の変化 2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-48	ア) 近傍の風景の変化 4 行目の「影響は小さいと予測される」を「近傍の風景の変化は小さいと予測される。」に変更した。 イ) 水位の変化 1～2 行目の水位の変化による影響は想定されない」を「活動の内容と水位の変化の間に関連は想定されない」に変更した。 ウ) 水質の変化 1～2 行目の水質の変化による影響は想定されない」を「活動の内容と水質の変化の間に関連は想定されない」に変更した。
		P6.1.10-49	i) 改変の程度 3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない」を「改変はないと予測される」に変更した。 ア) 利用面積の変化 2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-50	ア) 近傍の風景の変化 4 行目の「変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「変化はないと予測される。」に変更した。 イ) 水位の変化 1～2 行目の「要因はなく、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。 ウ) 水質の変化 1～2 行目の「要因はなく、影響は想定されない。」を「要因はないと予測される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (87/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.10	6.1.10.3 予測の結果	P6.1.10-51	i) 改変の程度 3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない」を「改変はないと予測される」に変更した。 ア) 利用面積の変化 2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-52	ア) 近傍の風景の変化 2 行目の「変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-55	D) 予測結果 4～5 行目の「川遊びの場は確保され、人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される。」を「川遊びの場は確保されると予測される。」に変更した。 7 行目の「川遊びへの影響は小さいと予測される」を「川遊びの場は維持されると予測される」に変更した。
		P6.1.10-57	D) 予測結果 4～5 行目の「川遊びの場は確保され、人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される。」を「川遊びの場は確保されると予測される。」 7 行目の「川遊びへの影響は小さいと予測される」を「川遊びの場は維持されると予測される」に変更した。 ウ) 水質の変化 6～7 行目の「人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される。」を「人と自然との触れ合いの活動は維持されると予測される」に変更した。 i) 改変の程度 3 行目の「改変はないと予測され、影響は想定されない」を「改変はないと予測される」に変更した。 ア) 利用面積の変化 2 行目の「利用性の変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「利用性の変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-59	ア) 近傍の風景の変化 2 行目の「変化はないと予測され、影響は想定されない。」を「変化はないと予測される。」に変更した。
		P6.1.10-62	D) 予測結果 4～5 行目の「川遊びへの影響は小さいと予測される。」を「川遊びの場は維持されると予測される。」に変更した。 ウ) 水質の変化 4～5 行目の「人と自然との触れ合いの活動への影響は小さいと予測される。」を「人と自然との触れ合いの活動は維持されると予測される」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (88/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.10	6.1.10.4 環境保全措置の検討	P6.1.10-62	(1) 環境保全措置の検討項目の全文「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響がない又は小さいと判断される場合以外に行う。表 6.1.10-28 に示すように、予測の結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場については、影響はない又は小さいと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目はない。」を「主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、環境影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.10-28 に示すとおり、検討した。」に変更した。
		P6.1.10-63	表 6.1.10-28 (1/5) を、「6.1.10.3 予測の結果」の変更内容にあわせて変更した。
		P6.1.10-64	表 6.1.10-28 (2/5) を、「6.1.10.3 予測の結果」の変更内容にあわせて変更した。
		P6.1.10-65	表 6.1.10-28 (3/5) を、「6.1.10.3 予測の結果」の変更内容にあわせて変更した。
		P6.1.10-66	表 6.1.10-28 (4/5) を、「6.1.10.3 予測の結果」の変更内容にあわせて変更した。
		P6.1.10-67	表 6.1.10-28 (5/5) を、「6.1.10.3 予測の結果」の変更内容にあわせて変更した。
		P6.1.10-68	「(2) 工事の実施における環境保全措置」、(3) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 1) 環境保全措置の検討、2) 検討結果の検証、3) 検討結果の整理」を追加した。
	6.1.10.5 事後調査	P6.1.10-69	「6.1.10.5 事後調査」を追加し、「6.1.10.5 環境影響を低減するために実施する対応」を削除した。
	6.1.10.6 評価の結果	P6.1.10-70	(2) 評価の結果 3 行目以降の「予測を実施した。その結果、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいと予測された。また、環境への配慮として付替道路は安全に支障のない構造とし、付替え道路の橋梁の形状を周囲に調和するように配慮することから、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると判断する。」を「予測を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行い、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を低減することとした。これにより、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると判断する。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (89/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.11	6.1.11.2 予測の結果	P6.1.11-4	2) 予測の結果 ①建設発生土 4 行目の「処理可能であり、環境への負荷は生じない。」を「処理可能である。」に変更した。 ②コンクリート塊 5 行目の「再生利用を行う計画であることから、環境への負荷は生じない。」を「再生利用を行う計画である。」に変更した。
		P6.1.11-5	③アスファルト・コンクリート塊 5 行目の「計画であることから、環境への負荷は生じない。」を「計画である。」に変更した。 ④脱水ケーキ 5～6 行目の「156,000m3 となり、環境への負荷が予測される。」を「156,000m3 となる。」に変更した。 ⑤伐採木 4 行目の「15,900m3 となり、環境への負荷が予測される。」を「15,900m3 となる。」に変更した。
	6.1.11.3 環境保全措置の検討	P6.1.11-6	(1) 環境保全措置の検討項目の全文「環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響がないと判断される場合以外に行う。廃棄物等について、環境保全措置の検討を行う項目を表 6.1.11-7 に示す。予測の結果から、建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、影響はないと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目とはしない。」を「廃棄物等について、環境への負荷は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための環境保全措置として、表 6.1.11-7 に示すとおり、検討した。」に変更した。 表 6.1.11-7 を、「6.1.10.3 予測の結果」の変更内容にあわせて変更した。 1) 環境保全措置の検討の全文「工事の実施により、対処を要する脱水ケーキ及び伐採木が発生し、環境への負荷が生ずる。このため、これらの影響に対して、複数の環境保全措置案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等により、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減されるかを検証した。工事の実施における、環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果を表 6.1.11-8(1)～(2)に示す。」を「廃棄物等の影響に対して、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための工事の実施における環境保全措置の検討を表 6.1.11-8(1)～(2)に示す。」に変更した。
		P6.1.11-8	「2) 検討結果の検証」及び「3) 検討結果の整理」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(90/96)

該当箇所			相違の概要
6.1.11	6.1.11.3 環境保全措置の検討	P6.1.11-8	「表 6.1.11-9(1) 工事の実施における環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果」の表題を「表 6.1.11-9(1) 工事の実施における環境保全措置の検討結果の整理」に変更した。
		P6.1.11-9	「表 6.1.11-9(2) 工事の実施における環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果」の表題を「表 6.1.11-9(2) 工事の実施における環境保全措置の検討結果の整理」に変更した。 表 6.1.11-9(2)について、表中の「再利用」を「再生利用」に変更した。 「(3) 環境保全措置の検討結果」を削除した。
	6.1.11.4 事後調査	P6.1.11-9	2～3 行目の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合又は、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合又は、工事の実施中において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施において環境の状況を把握するために事後調査を実施する。」を削除した。 2～3 行目の「廃棄物等については、予測の不確実性がなく、また発生の抑制及び再利用の促進により、処分量が低減し、既存事業においても実施されていることから効果に係る知見は十分であると判断し、さらに、工事の実施中において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要はないと考えられることから、事後調査は実施しない。」を「廃棄物等に係る事後調査は、発生の抑制及び再利用の促進により、環境影響の程度が著しいものになるおそれはないと判断し、実施しない。」に変更した。
	6.1.11.5 評価の結果	P6.1.11-9	(2) 評価の結果 1 行目以降の「その結果、脱水ケーキ及び伐採木について影響があると予測されたため、環境保全措置の検討を行った。検討の結果、脱水ケーキについては発生量の抑制及び再利用の促進により処分量を削減でき、伐採木については再利用の促進により処分量を削減できることから、」を「その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行い、廃棄物等に係る環境影響を低減することとした。これにより、」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(91/96)

該当箇所			相違の概要
6.2	6.2 環境保全措置の比較検討及び内容	P6.2-1	「表 6.2-1(1) 工事の実施における環境保全措置（大気質（粉じん等）」）を追加した。
		P6.2-2	「表 6.2-1(3) 工事の実施における環境保全措置（騒音）」及び「表 6.2-1(4) 工事の実施における環境保全措置（振動）」を追加した。
		P6.2-5	表 6.2-2(4) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置（植物）（1/2）の「ムヨウラン属の一種」を「ムヨウラン、ウスギムヨウラン」に変更した。
		P6.2-6	表 6.2-2(4) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置（植物）（2/2）の「ムヨウラン属の一種」を「ムヨウラン、ウスギムヨウラン」に変更した。 「表 6.2-2(5) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置（景観）」、「表 6.2-2(6) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置（人と自然との触れ合いの活動の場）」を追加した。
6.3	6.3 事後調査の内容	P6.3-2	表 6.3-1 事後調査の内容の植物の重要な種「ムヨウラン属の一種」を「ムヨウラン、ウスギムヨウラン」に変更した。
6.4	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	P6.4-14	表 6.4-1(1)～(9) は、「6.1.1 大気質（粉じん等）」、「6.1.2 騒音」、「6.1.3 振動」、「6.1.4 水質」、「6.1.5 地形及び地質」、「6.1.6 動物」、「6.1.7 植物」、「6.1.8 生態系」、「6.1.9 景観」、「6.1.10 人と自然との触れ合いの活動の場」及び「6.1.11 廃棄物等」の本文と同様に変更した。
	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （工事の実施） 土砂による水の濁り	P6.4-11	表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要（水環境）について、「4）土質」の 5 行目の「河辺川の流域における表土等の粒度分布は、50%粒径でみると、ダムサイトで採取した表土が約 0.006 mm、原石山地質は約 0.5 mmである。」を削除した。
		P6.4-11	「【予測の結果】＜河辺川＞・河辺橋地点」の「ダム下流河川の河辺橋地点では、10 カ年平均値及び SS10～25 mg/L の出現日数が増加することから、変化の程度が大きいと予測される。」を、「ダム下流河川の河辺橋地点では、10 カ年平均値の SS 及び SS10～25 mg/L の出現日数が増加すると予測される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (92/96)

該当箇所			相違の概要
6.4	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (工事の実施) 土砂による水の濁り	P6.4-11	表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)について、「【予測の結果】<肱川>・道野尾橋地点」の「道野尾橋地点では、10 年平均值、SS の環境基準の超過日数及び SS10~25 mg/L の出現日数を見ても SS の変化は小さいと予測される。」を「道野尾橋地点では、10 年平均值及び SS10~25 mg/L の出現日数は、同程度と予測される。」に変更した。
			「【評価の結果】」の「工事の実施に係る土砂による水の濁りについて調査、予測を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行った。これにより、土砂による水の濁りに係る基準との整合は図られるとともに、現況との SS の変化の程度を小さくできることから、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると判断する。」を削除し、「1)回避又は低減に係る評価」及び「2) 基準又は目標との整合性の検討」を追加した。
			「【予測の結果】<河辺川>・山鳥坂ダム貯水池地点」の「参考とした SS の環境基準値(河川 A 類型: 25mg/L 以下)を超過する日数については減少するが、放流水の SS の 10 年平均值は増加し、SS10mg/L の超過の日数も増加するため、変化の程度が大きいと予測される。」を「山鳥坂ダム貯水池地点では、SS の 10 年平均值及び SS10mg/L を超過する日数は、増加すると予測される。」に変更した。
			「【予測の結果】<河辺川>・河辺橋地点」の「ダム建設後の SS の 10 年平均值及び SS の 10 mg/L を超過する日数の増加がみられ変化の程度は大きいと予測される。」を「河辺橋地点では、SS の 10 年平均值及び SS10 mg/L を超過する日数は、増加すると予測される。」に変更した。
			「【予測の結果】<肱川>・道野尾橋地点」の「ダム建設後の SS はダム建設前と同程度であることから、SS の変化は、小さいと予測される。」を「道野尾橋地点での SS は、減少もしくは同程度と予測される。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (93/96)

該当箇所			相違の概要
6.4	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (土地又は工作物の存在及び供用) 土砂による水の濁り	P6.4-12	表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)について、「【評価の結果】」の「土砂による水の濁りに係る調査、予測を実施し、その結果を踏まえた環境保全措置の検討を行った。洪水吐取水口位置の変更を行い、選択取水設備を効果的に運用することにより、貯水池及びダム下流河川の水質の変化は小さいと予測され、土砂による水の濁りに係る基準との整合は図られるとともに、ダム建設前とのSSの変化の程度を小さくできることから、環境影響が事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され则认为られる。」を削除し「1」回避又は低減に係る評価」及び「2」基準又は目標との整合性の検討」を追加した。
			「【予測の結果】<河辺川>・山鳥坂ダム貯水池地点」の「水温が低下する年があることから、変化の程度が大きいと予測される。」を「水温が低下する年があると予測される。」に変更した。
			「【予測の結果】<河辺川>・河辺橋地点」の「水温が低下する年があることから水温の変化の程度は大きいと予測される。」を「水温が低下する年があると予測される。」に変更した。
			「【予測の結果】<肱川>・道野尾橋地点」の「山鳥坂ダム建設による水温の変化は、小さいと予測される。」を「山鳥坂ダム建設後の水温は、ダム建設前と同程度と予測される。」に変更した。
	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (土地又は工作物の存在及び供用) 水温	P6.4-13	表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)について、「【評価の結果】」の「水温に係る調査、予測を実施し、その結果を踏まえた環境保全措置の検討を行った。洪水吐取水口位置の変更を行い、選択取水設備を効果的に運用することにより、貯水池及びダム下流河川の水質の変化は小さいと予測され、ダム建設前との水温の変化の程度を小さくできることから、環境影響が事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され则认为られる。」を削除し「1」回避又は低減に係る評価」を追加した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (94/96)

該当箇所			相違の概要
第 6 章	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (土地又は工作物の存在及び供用) 水温	P6.4-13	表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)について、「【予測の結果】<河辺川>・山鳥坂ダム貯水池地点」の「ダム貯水池地点では、ダム建設後の T-N、T-P 及び COD の変化は小さいと予測される。また、クロロフィル a 及び T-P の値は、OECD の富栄養化の基準より中栄養に区分されることから富栄養化する可能性は、低いと予測される。」を「ダム貯水池地点では、ダム建設後の T-N、T-P 及び COD の変化は小さいと予測される。」に変更した。
第 6 章	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (土地又は工作物の存在及び供用) 富栄養化	P6.4-13	表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)について、「【予測の結果】<河辺川>・河辺橋地点」の「環境基準値(河川 A 類型:2mg/L 以下)を下回っており、BOD の変化は小さいと予測される。」を「河辺橋地点では、10 年平均値でダム建設前と比べて BOD は増加すると予測されるが、参考とした肱川の BOD の環境基準値(河川 A 類型:2mg/L 以下)を下回っていることから変化は小さいと予測される。」に変更した。
		P6.4-13	「表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)」の「【予測の結果】<肱川>・道野尾橋地点」の「ダム建設前と比べて BOD の変化は小さいとは、予測される。」を「道野尾橋地点においては、ダム建設前と比べて BOD の変化は小さいと予測される。」に変更した。
		P6.4-13	「表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)」の「【環境の保全のための措置】」の「富栄養化の可能性は低いと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目はない。」を「富栄養化に係る変化は小さいと予測されることから環境保全措置は行わない。」に変更した。
		P6.4-13	「表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)」の「【環境の保全のための措置】」の「富栄養化の可能性は低いと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目はない。」を「富栄養化に係る変化は小さいと予測されることから環境保全措置は行わない。」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 (95/96)

該当箇所		相違の概要	
第 6 章	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (土地又は工作物の存在及び供用) 富栄養化	P6.4-13	「表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)」の「【評価の結果】」の「富栄養化に係る調査、予測を実施した。その結果、富栄養化の可能性は低いと予測され、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると判断する。」を削除し「1) 回避又は低減に係る評価」及び「2) 基準又は目標との整合性の検討」を追加した。
		P6.4-14	「表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)」の「【予測の結果】<河辺川>・山鳥坂ダム貯水池地点」の「ダム建設後の D0 は、10 年平均値で減少するが、概ね参考とした肱川の環境基準値を上回り、変化は小さいと予測される。」を「山鳥坂ダム貯水池地点におけるダム建設後の D0 は、10 年平均値で減少するが、概ね参考とした肱川の環境基準値を上回り、変化は小さいと予測される。」に変更した。
	6.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 (土地又は工作物の存在及び供用) 溶存酸素量	P6.4-14	「表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)」の「【環境の保全のための措置】」の「溶存酸素量については、酸素変化は小さいと判断されることから環境保全措置の検討を行う項目はない。」を「溶存酸素量に係る変化は小さいと予測されることから環境保全措置は行わない。」に変更した。
参 考 資 料	参考資料-4	P6.4-14	「表 6.4-1(2) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(水環境)」の「【評価の結果】」の「溶存酸素量に係る調査、予測を実施した。その結果、溶存酸素量への変化は小さいと予測され、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されると判断する。」を削除し「1) 回避又は低減に係る評価」及び「2) 基準又は目標との整合性の検討」を追加した。
		資料 4-70	「底生動物確認種一覧(4/11)」の No.116 ヤマサナエの平成 17 年度の記録を追加した。
		資料 4-70	「底生動物確認種一覧(4/11)」の No.117 キイロサナエの平成 16 年度及び 17 年度の記録を削除した。
		資料 4-77	「底生動物確認種一覧(11/11)」の平成 16 年度の集計欄の「144 種」を「143 種」に変更した。

表 9-1 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要(96/96)

該当箇所		相違の概要
参考資料	参考資料-4	資料 4-78 「底生動物確認種一覧」の表注 3.その他に「・キイロサナエ：事業者の調査（平成 16 年度、平成 17 年度）で記録されているが、ヤマサナエの誤同定であったため、キイロサナエを削除し、ヤマサナエとして扱った。」を追加した。
		資料 4-87 「陸産貝類確認種一覧(1/2)」の No.16「ヒラドマルナタネ」を削除した。関連して以降の確認種の No. を変更した。
		資料 4-88 「陸産貝類確認種一覧(2/2)」の平成 16 年度の集計欄の「78 種」を「77 種」に変更した。
	参考資料-5	資料 5-28 「種子植物・シダ植物確認種一覧(28/29)」の No.1393「ムヨウランの一種」を「ムヨウラン」に変更した。
		資料 5-28 「種子植物・シダ植物確認種一覧(28/29)」の No.1394 に「ウスギムヨウラン」を追加し、平成 18 年度の記録を追加した。関連して以降の確認種の No. を変更した。
		資料 5-29 「種子植物・シダ植物確認種一覧(29/29)」の集計欄の「1,401 種」を「1,403 種」に、平成 18 年度の集計欄の「4 種」を「5 種」に、事業者の調査の集計欄の「1,161 種」を「1,163 種」に変更した。
		資料 5-29 「種子植物・シダ植物確認種一覧(29/29)」の集計欄の「1,401 種」を「1,403 種」に、平成 18 年度の集計欄の「4 種」を「5 種」に、事業者の調査の集計欄の「1,161 種」を「1,163 種」に変更した。
		資料 5-29 「種子植物・シダ植物確認種一覧(29/29)」の表注 3.その他に「・ムヨウラン、ウスギムヨウラン：事業者の調査（平成 18 年度）では、ムヨウランの一種と記載されているが、平成 19 年度の事業者の調査によりムヨウランとウスギムヨウランであることが確認されたため、ムヨウラン、ウスギムヨウランと記載した。」、「・目録には含めていないが、平成 19 年度の事業者の調査により、ムヨウラン、ウスギムヨウラン、マヤランが確認されている。」を追加した。
		資料 5-39～46 「蘚苔類確認種一覧」の配列、種名、集計欄、表注等を全般的に変更した。
	参考資料-6 用語集	資料 6-7 「第四紀更新世」を「第四紀洪積世」に変更し、「第四紀更新世ともいいます。」を追加した。 「第四紀沖積世」を追加した。
	参考資料-7 生態系の類型区分検証	P 資料 7-1～30 「資料-7 生態系の類型区分検証結果」を追加した。
	参考資料-8 カラ岩谷の化石産出地から発掘された動物化石	P 資料 8-1 「資料-8 カラ岩谷の化石産出地から発掘された動物化石」を追加した。